

令和3年2月熊野市議会定例会

令和3年度
熊野市長施政方針

令和3年2月26日

令和3年度 施政方針（目次）

1 まちづくりの方向	
1) まちづくりの基本方針	1
2) 市を取り巻く状況及びまちづくりの課題	1
2 予算編成の概要	
1) 国の予算	3
2) 地方財政	4
3) 熊野市の予算	5
3 施策の概要	
1) 特別項目「地方創生」への取組について	7
2) 大要 1「産業振興」について	8
3) 大要 2「保健・医療・福祉の充実」について	12
4) 大要 3「教育・文化の振興」について	15
5) 大要 4「生活環境の整備」について	17
6) 大要 5「まちづくりの進め方」について	19
4 主な施策	
特別項目「地方創生」の取組について	
(1) 人口流出抑制対策（市長公室、農林業振興課、水産・商工振興課 観光スポーツ交流課、地域振興課）	21
(2) 人口流入増加対策（市長公室、関係課）	22
(3) 人口増加対策（福祉事務所、教育委員会）	22
(4) 若者・女性及び元気な高齢者の活躍（健康・長寿課、関係課）	23
(5) 外部人材、U I J ターン者の積極的な受入など（市長公室、関係課）	23
第1「産業振興」について	
1) 集客等	
(1) 観光による集客交流（観光スポーツ交流課、地域振興課）	24
(2) スポーツによる集客交流（観光スポーツ交流課）	27
2) 輸出等	
(1) 農業の振興・特産品等（農林業振興課、地域振興課）	28
(2) 林業の振興（農林業振興課）	32
(3) 水産業の振興（水産・商工振興課）	34
(4) 商工業の振興（水産・商工振興課）	35
(5) 輸出の促進（水産・商工振興課）	36
(6) 雇用の創出・確保（水産・商工振興課）	36

第2「保健・医療・福祉の充実」について

1) 支え合い助け合う福祉の充実に向けて

(1) 高齢者福祉（健康・長寿課）	37
(2) 障がい者（児）福祉等（福祉事務所）	39
(3) 生活困窮者支援（福祉事務所）	40
(4) 災害時等避難行動要支援者支援 （福祉事務所、防災対策推進課、健康・長寿課）	40

2) 健康長寿の推進に向けて

(1) 健康づくり（健康・長寿課）	41
(2) 国民健康保険事業（市民保険課）	43
(3) 後期高齢者医療（市民保険課）	44
(4) 福祉医療費助成制度（市民保険課）	44
(5) 医療体制〔地域医療・救急医療・救急業務〕 （健康・長寿課、地域振興課、消防本部）	44

3) 少子化対策について

(1) 保育サービス（福祉事務所）	47
(2) 子育て支援・ひとり親家庭支援 （福祉事務所、健康・長寿課、水産・商工振興課）	47
(3) 結婚生活支援（福祉事務所）	50

第3「教育・文化の振興」について

1) 総合教育会議の開催（教育委員会）	50
---------------------	----

2) 人権尊重社会の形成に向けて（市民保険課、教育委員会、市長公室）	50
------------------------------------	----

3) 生涯学習社会の形成に向けて

(1) 学校教育（教育委員会）	51
(2) 社会教育（教育委員会）	55
(3) スポーツ推進・生涯スポーツ（教育委員会）	56

4) 市民文化の創造に向けて

(1) 文化芸術（教育委員会）	57
(2) 国際交流（市長公室）	58
(3) 地域間交流（市長公室）	58

第4「生活環境の整備」について

1) 美しい環境と空気、水、自然を守るための環境にやさしい取組の推進

（環境対策課）	59
---------	----

2) 美しく魅力ある景観の整備に向けて

(1) 市街地整備（建設課、市長公室）	60
(2) 花いっぱい運動（市長公室）	61
(3) 公園整備等（建設課）	61

3) 安全で快適な居住環境の充実に向けて

(1) 防災対策、災害復旧、河川改修、砂防事業 (防災対策推進課、建設課)	62
(2) 消防業務 (消防本部)	63
(3) 防犯対策 (市民保険課)	65
(4) 交通安全対策 (市民保険課)	65
(5) 消費生活 (市民保険課)	66

4) 生活基盤の整備、道路(高速道路～生活道路)・排水路等の整備

(1) 住宅・住環境 (建設課、市長公室)	66
(2) 水道事業 (水道課、地域振興課)	67
(3) 道路網整備 (建設課)	68
(4) 公共交通等の確保 (市長公室)	69

第5「まちづくりの進め方」について

1) 市民と行政の協働によるまちづくりに向けて

(1) 議会中継・市民参加の推進等 (議会事務局、市長公室、市民保険課)	69
(2) 地域まちづくり協議会等 (市長公室)	70
(3) 移住・定住の取組 (市長公室、関係課)	71

2) 市民本位の行政に向けて

(1) 総合計画 (市長公室)	71
(2) 効率的・効果的な行政システム、健全な行財政運営 (総務課、市長公室)	72
(3) 職員の資質向上 (総務課)	72
(4) 行政サービスの向上 (市民保険課、市長公室、総務課、関係課)	73
(5) 一人ひとりの暮らしを支える情報化の推進 (総務課、市民保険課、市長公室)	74
(6) 公共施設管理 (総務課、関係課)	75

5 おわりに	76
--------	----

令和 3 年 度 施 政 方 針

令和 3 年 2 月熊野市議会定例会の開会にあたり、令和 3 年度の市政運営について、その基本方針を明らかにするとともに、令和 3 年度予算案の概要をご説明申し上げます。

1 まちづくりの方向

1) まちづくりの基本方針

市のまちづくりにあたっては、総合計画の基本理念である「市民が主役、地域が主体のまちづくり」のもと、市民の皆さんの様々な意見を市政に反映しつつ、「豊かな自然と歴史の中で人がかがやく、活力と潤いのあるまち・熊野」の実現に向け、引き続き市の総力をあげて取り組みます。

2) 市を取り巻く状況及びまちづくりの課題

喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症への対応については、政府・都道府県・市町村が連携し国民の協力を得て、感染防止、医療体制作り、市民生活・事業者支援等の対策を進めている状況です。

国においては、菅政権がデジタル社会・グリーン社会の実現、活力ある地方創り、少子化対策など全世代型社会保障制度の構築などを進めるとしています。

県においては、「「DX」×「SDGs」でスマートな三重へ」を合言葉に、「ビルドバック・ベター（新型コロナ前より良い社会へ）」の観点から県政を展開していく必要があるとしています。

市においては、総人口が 16,380 人（令和 3 年 2 月 1 日

現在)と16,500人を下回り、高齢化率は約44%と「超・超高齢社会」となっています。

市政において、新型コロナウイルスの感染防止対策を始め、働く場の創出、福祉健康づくりの推進、地震台風などからの市民の安全安心の確保といった重要課題に対応するため、ウィズコロナ・アフターコロナを前提とした新たな日常としての業務の進め方の変革が不可欠です。

また、経済・産業・福祉・教育・文化などの多くの分野において、市役所内のみならず広く民間も含めた市全体でのDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に則し環境保全や地域資源を活用した地方創生に資する事業を推進することが大きな課題となっています。

令和3年度は、人口減少対策を推進する第2期熊野市まち・ひと・しごと創生総合戦略のスタートの年であります。これまで実施してきた事業の検証を踏まえ、地方創生をより深化・発展させていく取組を推進します。

働く場の創出に向けての産業振興については、「輸出」と「集客」を基本とし、リスクを恐れず大胆に取り組みます。

観光では、ウィズコロナを前提として修学旅行をはじめとした国内からの観光客の誘客とコロナ収束後の国外からの集客に向けての準備、スポーツ集客をより一層推進し、将来にわたっての集客増に取り組みます。

農林水産、商工業では、農業だけでなく観光・交流なども含めた「新たな拠点」として「熊野アグリパーク（仮称）」の整備に向けた取組を始めます。また、新規魚種の試験養殖など新たな分野の開拓を行うとともに、事業者支援により幅広く産業・経済のコロナ禍からの回復を推進し、働く場の創出に取り組むほか、労働需給の実情を踏まえた就労促進等を図ります。

超・超高齢社会において「安心していつまでも健康に暮らせ

る福祉社会」を実現していくため、見守りや認知症予防、気軽に集える機会を増やすなど、高齢者福祉の一層の充実に引き続き努めます。また、若い世代からの病気や介護の「予防」に重点を置いた健康づくりを推進します。

若い世代の結婚・出産・子育てにおいては「熊野市こどもは宝・未来への希望基金事業」をさらに5年間延長し、内容も充実させます。

防災対策では、南海トラフ地震の発生が懸念されるなか、自助・互助・公助の取組を基本として、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策をしっかりと行い、「全市民が生き抜く」ための防災対策を推進します。

このように、令和3年度の市政においては、「DXの推進」、「ウィズコロナ・アフターコロナへの対応」、「SDGsの推進」を政策横断的目標と位置づけ、「地方創生」の取組をはじめ、「働く場の創出を目的とする産業の振興」「福祉・健康づくり・子育て支援」「万全な防災対策」の3点を引き続き大きな柱として、教育・文化、環境等々まちづくりの多くの課題に対応するため、様々な取組を進めてまいります。

2 予算編成の概要

次に予算編成の概要について、ご説明申し上げます。

1) 国の予算

国は、令和3年度予算について、令和2年度第3次補正予算と合わせ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期すため、病床・宿泊療養施設確保や新型コロナワクチン接種体制の整備・接種等を進める、としています。また、中長期的な課題への対応として、デジタル社会の実現に向け、強力な総合調整機能を有するデジタル庁を設置し、情報システム予算の

一括計上を進め、政府全体の情報システムを一元的に管理するほか、市町村の体制整備への支援を通じ、マイナンバーカードの取得促進や運転免許証との一体化を進める、としています。その他、地方へ人や仕事の流れを拡大させる活力ある地方創りや、少子化対策など全世代型の社会保障制度の構築に引き続き取り組む、としています。

財政の健全化については、「骨太の方針」に基づきこれまでの歳出改革の取組を継続し、さらには「新経済・財政再生計画」の改革工程表の改定など、歳出改革を着実に推進する、としています。

このような方針に基づいて編成された令和3年度国の一般会計予算は、総額106兆6,097億円、前年度より3兆9,517億円、3.8%増で、国債費を除く基礎的財政収支対象経費は、82兆8,509億円、前年度より3兆5,444億円、4.5%増となっています。

2) 地方財政

地方財政については、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、防災・減災、国土強靱化の推進などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額については水準超経費を除く交付団体ベースで実質令和2年度を0.2兆円上回る額を確保するとしています。地方交付税についても、前年度に比べ8,503億円、5.1%の増額となっております。地方財政計画における歳入歳出規模は89兆8,400億円、対前年度比1.0%の減、投資的経費のうち地方単独事業は6兆2,100億円で、対前年度比1.6%の増となっています。

3) 熊野市の予算

このような情勢のなか、編成しました本市の令和3年度一般会計予算については、総額137億3,226万8千円、令和2年度当初予算と比較して、5.4%増となっております。令和2年度の国の第3次補正に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した13カ月予算としては、総額141億円を超える見込みで、新市誕生後、最大規模の大型積極予算となりました。

歳入については、地方財政の根幹となるべき市税収入が、固定資産税の評価替えに伴う減などにより、総額14億2,227万2千円、対前年度比3.5%減となっています。

また、歳入の約40%を占める地方交付税においては、国の地方財政計画においては前年度比5.1%増となっており、本市に対する過去の交付実績も参考に前年度から2億円増の54億円としています。

しかし、130億円を超える大型予算を編成したことなどから、財政調整基金の取り崩しで財源を確保しています。

一方、歳出については、新たな取組として、金山地区において農業をはじめ市内産業全体の活性化に寄与する「熊野アグリパーク（仮称）整備事業」や市の花木として指定した「クマノザクラ」を地域振興に結びつけるための名所づくりや土産物開発事業などについて予算化しています。

大型建設事業については、入鹿温泉源泉について新たに掘削工事を行う「入鹿温泉源泉掘削事業」や市民会館ホール音響設備改修事業、遊木漁港機能強化事業、山崎運動公園長寿命化対策事業を予算化しているほか、側溝・舗装改良事業や地方創生道整備推進交付金事業など生活に密着した道路の改良・長寿命化をはじめとする生活環境の整備にも力を入れています。

さらに、人口流出抑制・流入増加対策のための生産基盤整備、

輸出力強化、移住・定住促進、県下でもトップレベルの子育て支援施策、市民がいつまでも安心して生活できるための健康づくり事業や高齢者対策、防災対策についてはソフト面においても様々な施策を盛り込むほか、市内全域においての交通手段の確保や高度情報化への対応等にも配慮したきめ細かな予算編成としています。

3 施策の大要

次に施策の大要について、特別項目として「地方創生」に取り組む施策と総合計画の各分野別に説明申し上げます。

1) 特別項目「地方創生」への取組について

令和3年度は、「第2期熊野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のスタートの年です。第2期熊野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標は、第1期の総合戦略と同様、「過疎少子高齢化への対応」と「まちづくりにおける新たな担い手の創出」とし、5つの基本施策も第1期と同様に、農林水産業の振興、集客の推進、雇用の創出などによる「人口流出抑制対策」、移住・定住に向けた支援による「人口流入増加対策」、手厚い子育て支援などによる「人口増加対策」、起業支援などによる「女性及び元気な高齢者の活躍」、市外の人との関係人口の創出等を推進する「外部人材、U I J ターン者の積極的な受入など」とし、継続した人口減少対策を推進します。

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や地方創生推進交付金を積極的に活用し、新型コロナウイルス感染症対策を進めながら職員自らの創意工夫と政策間連携・官民協働によって成果をあげ、人口減少、少子・高齢化に対応します。

2) 大要1 「産業の振興」について

「地域資源をいかした、独創性のある産業が発展するまち」の実現に向け、地域資源を活用した「輸出」と「集客」の促進によって、働く場・雇用の創出を図り、市の活力を生み出していくための各施策に力を入れて取り組んでまいります。

(1) 観光集客については各地域の多くの観光資源を有効活用するとともに、「熊野市駅前観光拠点施設」での総合観光案内、VR体験、PR展示や観光スポット解説動画の配信を行います。観光客の周遊意欲の喚起に取り組み、観光客の滞在時間の延長や宿泊に結びつけ、通過型観光から滞在型観光への転換を図ります。

また、新しい生活様式に対応した「新しい旅行スタイル」の構築については、引き続き感染対策を徹底するとともに、宿泊・飲食・交通等の環境整備と観光スポットの周遊ルートや体験メニュー等の充実、インバウンド復活後の訪日外国人客への対応を図るための観光解説看板等の多言語化を図るなど、受け入れ態勢を整備し、安全・安心に来訪できる地域として取り組んでまいります。

スポーツ集客については、ソフトボールを中心に各種スポーツイベント・合宿の一層の誘致拡大に取り組めます。

特にソフトボールにおいては、女子中学生クラブチームの全国大会や、日本男子ソフトボールリーグの公式戦が予定されているほか、中学生から社会人までの幅広い年代において熊野市独自の大会を開催し集客を図ります。また、引き続き地域おこし協力隊を活用しソフトボールの女子チームの結成など地元への普及と一層の集客の拡大を目指します。

アウトドアスポーツの分野においては、マリンスポーツの拡大に力を入れるほか、熊野古道トレイルランニングレースやボルダリングなど山間部でのアウトドアスポーツの拡大にも積極

的に取り組み、一年を通じて安定した集客を図ることで、より大きな経済的効果を確認できるように努めてまいります。

(2) 農業の振興については、金山町に「熊野アグリパーク(仮称)」として、農業公園予定地と株式会社金山パイロットファームの未利用園地との一体的な活用を念頭に、農業だけでなく観光・交流なども含めた「新たな拠点」づくりの可能性について調査・研究を行うとともに、高付加価値農業生産施設の整備に着手します。

「株式会社くまの農業振興公社」を中心に、担い手確保や農地の有効活用、「唐辛子」などの農産物の生産・加工を積極的に推進します。次世代農業技術を活用した農業経営については、試験的な取組から本格的な取組へシフトします。

担い手確保については、これまで課題であった技術指導員の確保に目途がついたことにより野菜等で就農を希望される方を積極的に確保するよう努めます。就農希望者確保に当たっては、国の補助金、市の支援金を有効に活用し優秀な人材の確保に努めます。

みかんや高菜、新姫、熊野地鶏など熊野ブランドの特産品の振興については、さらなる販路拡大や加工等による高付加価値化に取り組みます。

獣害対策については、侵入防止柵の設置を推進する取組などを中心に、捕獲隊(有害鳥獣捕獲実施隊)やICTを利用した檻による捕獲などに取り組み、農産物の被害軽減に努めます。

農業生産基盤の整備については、県営中山間地域総合整備事業などにより農業施設の整備を図るとともに、農道や水路の適正な維持に努めてまいります。

(3) 林業の振興については、航空レーザ測量によるデータの解析により明らかとなった森林資源分布状況や山林の地形判読

結果などをもとにして策定する「森林・林業ビジョン」に基づき、長期的な視点で森林・林業の望ましい姿を実現していくため、SDGsやSociety 5.0（超スマート社会）、Forestry 4.0（先進技術によるマーケット側の需要へのマッチング）、新たな森林経営管理システムといった森林・林業・木材産業を取り巻く環境の変化に対応した川上から川下までの施策を戦略的に実行してまいります。

市の花木に指定された「クマノザクラ」については、観光・商工業を連携させ、その振興を図るための計画を策定するとともに、大峰近隣公園等への大規模植栽に着手します。

（４）水産業の振興については、漁家所得の向上及び漁業者の新たな収入源の確保など、漁業者や漁協が主体となる取組を支援します。

水産資源の増大を図るため、新たにヒラメ等の陸上養殖と試験的なアコヤガイの母貝養殖に着手し、「つくり育てる漁業」を大きく前進させるとともに、藻場造成などの漁業環境の向上にむけた取組を引き続き推進します。

また、衛生管理型魚市場及び水産物加工施設を活用し、熊野ブランドの水産物の付加価値の向上に取り組むなど、引き続き販路拡大に取り組めます。

漁業後継者の育成については、新たな漁業担い手への家賃支援などを引き続き実施してまいります。

水産基盤整備については、地震・津波対策工事などを引き続き実施するとともに、水産基盤の機能保全、長寿命化に向けた取組を進めます。

（５）商工業の振興については、若者・女性の起業や事業者の経営課題へのきめ細かな支援、事業承継の促進、商店街振興に向けた事業支援などを継続するほか、新たに事業者のITリテ

ラシーを向上する取組を行い、市の産業競争力の維持・発展に向けた事業を実施してまいります。中心商店街の無電柱化の取組に併せ、集客・活性化等を検討してまいります。

「輸出」の促進については、事業者による動画を活用した情報発信の取組への支援や那智黒石の一層の振興を図るため幅広いPRや人材育成に取り組みます。

雇用の創出・確保については、企業誘致に向けた遊休施設・遊休地の情報提供を「熊野市地方創生雇用創出基金」の活用と併せて取り組むことで、新たな雇いを創出する市内外からの企業立地や既存事業所の事業拡大の促進を図るほか、サテライトオフィスなどの誘致活動を積極的に進めてまいります。

人材不足が常態化するなか、商工会議所やハローワークなど関係機関と密接に連携し、市内の労働需給の実情に応じた就労促進や新たな雇用機会の創出に向けた取組を実施します。

市の花木に指定された「クマノザクラ」振興計画に基づき、市の新しいシンボルとして、関連した新商品の開発支援やイベントの開催などにより商工業振興に活用してまいります。

3) 大要2「保健・医療・福祉の充実」について

「絆」をもとに支え合い助け合う、健やかに暮らせるまちの実現に向け、医療・介護など包括的な支援体制を構築するとともに病気や介護の「予防」に重点を置き、地域ぐるみの健康づくりへの取組を進めてまいります。

地域社会全体に見守られながら、子どもたち一人ひとりが、心身ともに健やかに育つことができるよう子育て支援の充実を図ってまいります。

(1) 「超・超高齢社会」を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、全地区において独居高齢者の方などを対象に週2回の見守り（安否確認）を実現します。

また、高齢者の生きがいをづくりや閉じこもり予防のため、「高齢者サロン事業」、認知症の支援体制の整備と早期支援、医療や介護、生活支援等が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて引き続き取り組みます。

(2) 健康づくりについては、疾病と介護の予防に重点をおき、地域ぐるみの健康づくりに取り組みます。新型コロナウイルス感染症については、引き続き3密回避など市民の皆さん、事業者の方々への感染防止対策の徹底をお願いするとともに、感染者が発生した場合は、感染者やその家族に対して必要な支援を行ってまいります。医師会や関係機関等と調整を行い、新型コロナウイルスワクチンの接種が始まった際は、速やかに接種できるような接種体制を作り上げます。糖尿病など生活習慣の改善を要する方々の支援に関係課が連携して取り組むほか、成人や妊娠期からの歯科保健対策を充実させるなど、様々な健康づくりの推進に取り組みます。

各種健診については、休日実施や待ち時間を減らす工夫など実施体制の改善を図って受診率の向上を目指すとともに、生活

習慣病の予防や健康寿命の延伸のため、運動習慣の定着に向けた取組や健康教室、健康増進ポイント事業などを実施します。

(3) 少子化対策については、子育て支援として、「熊野市こどもは宝・未来への希望基金事業」をさらに5年間継続します。新たに小・中学校の給食費の無料化と私立幼稚園の3歳児以上にかかる副食費に対する支援を行うほか、子ども医療費の自己負担分の全額助成、保育所の3歳児以上にかかる副食費の無料化や出産祝いの支給などを引き続き実施します。発達についての支援を必要とする子どもについては、「こども発達支援室」を中心に、保健、福祉、教育の3部局が連携し効果的な支援に取り組めます。ひとり親家庭への支援として、就業支援や専用の相談窓口を継続し、生活の安定、自立を図ります。

任意予防接種費への補助や健康診査、不妊・不育症治療費などへの助成を継続するとともに、子育て世代包括支援センターを中心に、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない支援を実施します。

(4) 障がい者（児）福祉については、障がいのある方が安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた福祉サービスの充実に引き続き取り組めます。

障がい者自立支援施設「あゆみ事業所」と障がい者総合相談支援センター「あしすと」、障がい者就業・生活支援センター「C o l o r s（カラーズ）」を、旧東海労働金庫熊野支店跡地にまとめて移転し、新たな支援拠点として整備します。

(5) 避難支援が必要な高齢者や障がいのある方々を、地震、津波、風水害から守る対策として、一人ひとりの個別支援計画を策定するなどより実効性ある避難支援に取り組めます。

(6) 地域医療体制については、紀南病院を基幹病院とし、紀南医師会やかかりつけ医等との連携により、救急医療、休日診療を提供します。また、地域医療の確保に向け、引き続き山間部における医師確保に努めます。市内の救急出動件数が、依然として高い状況であり、市民の皆さんに救急車の適正利用を、引き続きお願いしてまいります。

4) 大要3「教育・文化の振興」について

「人・歴史・文化を育み、心の豊かさに包まれたまち」の実現に向け、子どもたちが確かな学力を備え、心身ともに健全に成長していくための学校教育の充実と、市民の皆さんが生涯にわたり心の豊かさ・うるおいを感じながら生活できるよう生涯学習活動、文化芸術・スポーツの推進を図ってまいります。

(1) 総合教育会議を開催し、児童・生徒の安全確保・いじめの防止や学力の向上など重点的に講ずべき施策等について協議を行い、その方向性を示してまいります。

(2) 児童・生徒の安全確保のため、防災対策及び防災教育の充実・発展に努めます。

市内全小中学校をコミュニティ・スクールとして、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

学力向上に向けた取組については、研究指定校の支援や各種研修会の充実などを中心に推進するほか、1人1台端末を十分活用しICT教育の充実に努めます。また、英語教育やプログラミング教育についても引き続き三重大学などの協力を得ながら充実に努めます。

学校施設については、児童・生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、学校環境の向上に努めます。

(3) 市民会館及び文化交流センターを文化芸術や生涯学習などの拠点とし、魅力的な催しを開催します。市立図書館については、利用者の視点に立ち、創意工夫した図書館事業を実施することにより読書活動の推進を図ります。

(4) スポーツ推進・生涯スポーツについては、スポーツ推進委員や体育協会など関係団体と一層連携を図るとともに、総合

型地域スポーツクラブの運営を支援するなど、「生涯スポーツ社会」の実現に向けて取り組みます。

本年開催される東京オリンピック・パラリンピックによってスポーツへの関心が大きく高まる中、市においても聖火リレーなどの関連行事等を通じて、一層のスポーツ推進に努めます。

また、同じく本年開催となる三重とこわか国体では、これまでの全国大会等の開催経験を十分生かした大会運営を行います。

(5) 姉妹都市のイタリア・ソレント市とブラジル・バストス市との国際交流については、文化イベントの開催などを通じて交流を推進します。

友好都市の奈良県桜井市や広島県熊野町、協力連携協定都市の宮崎県日向市との地域間交流については、相互のイベントへの参加や共同物産展の開催など、市民間交流の一層の推進に取り組みます。

5) 大要4「生活環境の整備」について

「人・まち・自然が共生する、安全・快適なまち」の実現に向けて、地震津波等へ備えるための防災対策、景観や文化面などにも配慮した生活基盤の整備や環境対策などの取組を進めてまいります。

(1) 「全市民が生き抜く」ための防災対策については、市民の皆さんによる「自助」、地域による「互助」の取組を基本とし、「自助」・「互助」で対応できないものについては、市が全庁を挙げて取り組みます。

命に関わる重要な避難情報等の伝達向上にむけ、既存の防災無線に替わり、新たにデジタル方式同報系防災行政無線の整備を進めます。地域が主体となった市民一人ひとりの津波避難計画「Myまっぷラン」や洪水等に対応するための一人ひとりのマイ・タイムラインの作成など実効性を高める取組を推進します。

さらに、被災後の対策として、避難所の運営・管理体制の充実や新型コロナウイルスなどの感染症防止対策を講じます。非常食・飲料水などについては、家庭や事業所における市民備蓄の推進、計画的な公的備蓄に取り組みます。

(2) 高速ネットワークの早期整備については、熊野尾鷲道路Ⅱ期が本年夏頃開通予定であり今後は4車線化に向けて取り組むほか熊野道路の早期完成、紀宝熊野道路の早期工事着手に向け、引き続き国に強く働きかけるとともに事業の推進に協力します。

中心市街地については、防災対策のみならず、集客・活性化を図るため、記念通り商店街の無電柱化に関する実施設計を行い、早期着工を目指します。

空き家等対策については、「空家等対策推進計画」に基づき、

問題ある空き家等への対応や有効活用の適切な実施に取り組みます。

公共交通の確保については、基幹路線バスや市内全域での乗合タクシーの運行、公共交通空白地有償運送の運営支援を継続します。また、新型コロナウイルス感染症収束後に外国人観光客が利用し易い公共交通の整備に努めます。

(3) 水道事業については、持続的に安全・良質な水を安定して供給していくため、赤字の解消や施設の耐震化・老朽化への対応が急務であり、避けては通れない状況です。

地域間の料金格差の是正や県下でも低い水準にある水道料金の値上げについて、具体的な内容を示し、市民の皆さんの理解が得られるよう説明を尽くした上で取り組んでまいります。

(4) 環境への取組については、ごみの減量化やリサイクルの推進のため、生ごみの減量化やマイバック利用の促進、緑のカーテン運動による省エネ等に取り組むとともに、市民一人ひとりに繰り返し協力を呼びかけ、成果を上げることができるよう努めます。

老朽化しているごみ処理施設の整備については、東紀州5市町で設立する東紀州環境施設組合において、広域的な施設整備に向けて必要な作業を進めてまいります。

6) 大要5「まちづくりの進め方」について

「市民が主役、地域が主体のまちづくり」の基本理念のもと市民の誰もが自ら住む地域に誇りと愛着、自信を持てるよう、市民と行政の協働によるまちづくりを進めてまいります。

また、「市民本位」の観点から、市民に満足され、更には感謝される質の高い行政サービスを提供してまいります。

D Xをより一層推進するため、職員の I Tリテラシーの向上、単純な定型業務を自動化する R P A・A I－O C Rの導入、マイナンバーカードの普及、紀宝町との総合住民情報システムの共同化など、全庁的に取り組み、行政の効率化に取り組みます。

地域まちづくり協議会については、「自助・互助・公助」の補完性の原則のもと、引き続き「公助」事業に補助を行うとともに、市職員を全ての協議会へ派遣し、きめ細かなサポートに努めます。

市民の皆さんの大切な「声」をより一層市政に反映していくため、「市長への手紙」や「市民なんでもボックス」等を継続するほか、市役所ホームページの電子メールにおいて常時受け付けてまいります。また、道路等公共施設の不具合などの市民の皆さんの困りごとを投稿いただけるように L I N Eの機能を有効活用していきます。

市内最大の組織である市役所が「市民のために役に立つことを行う所」として、市民の皆さんから厚い信頼を得られるよう職員一人ひとりが持てる力を最大限に発揮するとともに、環境の変化を鋭敏に捉え、実情と施策のギャップの解消等を先送りすることなく着実に進めてまいります。

また、市民の皆さんの窓口での負担軽減を図る取組として、申請書等への押印義務付けを原則廃止する取組については、令和2年4月から、国に先駆けて運用を開始しているところですが、国の押印廃止の状況を見ながらさらに取組を推進してまい

ります。

出生と死亡に伴う手続きについては、専用のコーナーを設置しワンストップ・サービスを行うとともに、外出することが困難な高齢者等を対象に、「出張所出前窓口サービス事業」を引き続き実施してまいります。

公共施設の管理については、「熊野市公共施設等総合管理計画」を具体化した「熊野市公共施設等個別管理計画」に基づき、将来費用の削減と計画的な維持管理を推進します。

熊野市議会本会議の情報提供については、市議会と連携協力を図り、広報紙などを通じてお知らせするとともに、インターネットによる映像配信やケーブルテレビによる本会議の生中継を引き続き行うことで、議会活動への市民の関心を高め、市政への市民参加を推進してまいります。

4 主な施策

特別項目「地方創生」への取組について

地方創生にかかる取組は、「第2期熊野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の5つの基本施策及び「経済社会のあらゆる分野におけるDXの推進」、「ウィズコロナ・アフターコロナへの対応」、「SDGsの推進」の3つの横断的目標をもとに、新規事業のみならず、既存事業においても人口減少対策という地方創生の視点を加え事業に取り組みます。

(1) 人口流出抑制対策

「雇用を創出するための産業振興」を基本とした取組を進めます。「熊野市地方創生雇用創出基金」を活用し、新規雇用の創出を図るため、市内外の事業者が市内に事業所等を新設又は増設する際の費用の一部を支援する「企業立地促進雇用創出事業」を実施します。また、熊野で働く人材確保推進事業による人材の確保にも取り組みます。

若者の起業支援としては、金融機関から受けた資金融資に対して助成する事業や空き店舗等を活用した起業を支援する事業などを引き続き行います。

また、新商品開発、新たな事業に取り組む事業者の支援、市内事業所の事業承継を円滑に進めるための事業にも取り組むとともに事業者のeコマースやD to C (D i r e c t - t o - C o n s u m e r) による販売を推進するためのITリテラシーの向上を図る事業を行います。

第1次産業においては、農業において「熊野アグリパーク(仮称)」の整備に向けた取組を始めるほか、「株式会社くまの農業振興公社」を支援し地域農業の活性化に取り組みます。

担い手確保については、新規就農後、最長5年間支援を行う

青年就農定住円滑化推進事業を推進し人材の確保に努めます。

また、ICTを活用して温度や湿度の状況をセンサーで管理するハウスの建設など、限られた人材でも生産性を高めることのできる栽培手法を実践していきます。

林業については、熊野材を活用した住宅を建築された方にレインボー商品券を支給する事業を引き続き実施します。

また、昨年11月に新たに市の花木に指定されたクマノザクラの植栽を進めます。

水産業については、漁業者の収入源の可能性を検討するため、ヒロメ、アワビなどに加え、新たに試験的なアコヤガイ母貝養殖やヒラメ等の陸上養殖に取り組みます。

観光については、三重県や東紀州5市町と連携して、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた観光DMOの推進に努めます。

(2) 人口流入増加対策

移住・定住に関するワンストップ窓口のサービス向上に努め、引き続き空き家調査や空き家の有効活用を行うなど、より充実した対応が行えるよう取り組みます。また、県や近隣市町と連携した都市部での移住相談や熊野出身者にUターンを働きかけるなど、移住促進を図ります。

移住希望者への支援については、空き家バンクの充実による利便性向上に努めるほか、空き家改修の補助を継続します。

また、山間部への移住促進として、市営住宅第3所山団地の家賃補助を継続するほか、民泊を活用した暮らし体験事業を実施します。

(3) 人口増加対策

人口増加対策では、子どもを産み育てやすい環境を整備するため、新たに私立幼稚園に通う3歳児以上にかかる副食費とし

て1月4,000円を上限としてレインボー商品券を支給するほか、保育所の3歳児以上にかかる副食費の無料化や出産のお祝いとして10万円分のレインボー商品券の支給を引き続き実施します。小・中学生がいる家庭については、新たに学校給食費を無料化するほか、スクールバスの無料化、遠距離通学費の補助についても継続し、学力向上の取組として、小学生を対象に夏休みや冬休みの学習会を引き続き開催します。

また、木本高校及び紀南高校等への通学費を補助する事業についても、引き続き実施します。

(4) 若者・女性及び元気な高齢者の活躍

働くことに制約がある子育て中の女性をターゲットに、新しい働き方のモデルとなるテレワーカーを育成する「ICT活用人材育成事業」を引き続き実施します。

健康でいつまでも元気な高齢者が地域で活躍できるよう健康づくり運動の支援や気軽に集える憩いの場を提供します。

また、元気な高齢者等が、支援を必要とする高齢者を幅広く支える「熊野市生活支援サポート事業」を継続し、地区の拡大を目指します。

(5) 外部人材、U I J ターン者の積極的な受入など

担い手を確保するためのU I J ターン者の受入を促進するため、学校卒業後に市内に就職した方を対象に奨学金の返還を免除する事業や市内事業者が求める人材と移住者の就業を結びつけるマッチング事業等を引き続き実施します。

また、地域おこし協力隊を採用し、地域のまちづくりや1次産業の振興を積極的に支援するとともに、地域活性化企業人や企業版ふるさと納税制度を活用し、都市部企業との連携を推進するなど、本市の課題を解決するための関係人口の創出に努めてまいります。

第1 「産業の振興」について

1) 市の活力再生のための「集客」の推進については、「おもてなし」市内各地の多種多様な観光資源の魅力の向上と熊野古道との連携、ソフトボールをはじめとした各種スポーツ大会の開催や合宿誘致の拡大による集客交流の促進などに努めてまいります。

(1) 観光による集客交流

観光集客については、世界遺産熊野古道を中心に、天空の城として注目を集めている赤木城跡や丸山千枚田、楯ヶ崎、徐福の宮、海水浴場など、各地域の多くの観光資源を有効活用するとともに、「熊野市駅前観光拠点施設」での総合観光案内、VR体験、PR展示や観光スポット解説動画の配信を行います。また、観光客の周遊意欲の喚起に取り組み、観光客の滞在時間の延長や宿泊に結びつけ、通過型観光から滞在型観光への転換を図ります。

さらに、市内の宿泊施設に宿泊した人にお土産や飲食店で利用できるレインボー商品券を支給する「Welcomeくまのキャンペーン」を引き続き実施し、修学旅行、団体旅行、個人旅行の観光入込客の増加及び市内での消費向上を図ります。

地域資源等を活用した体験メニューの整備等については、ツエノ峰の雲海や大丹倉からの眺望、熊野の星空など、十分に利用されていない市内の隠れた絶景、秘境等を、SNSなどを活用して発信します。また、主要な観光スポットごとに解説動画を制作し、観光スポットを訪れた観光客がスマートフォンで視聴できるようにYouTubeで配信するほか、観光案内所や鬼ヶ城センター、道の駅で放映し、各スポットの魅力ある解説や情報を観光客に提供することで、観光地としての魅力向上を図るとともに、市内の周遊を促します。

外国人観光客については、一般社団法人東紀州地域振興公社が取り組む地域連携DMOと連携を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の収束後には、台湾をはじめとする東アジアを中心とした海外セールス、教育旅行や社員旅行の誘致、また、外国人観光客の誘客には欠かせないFree Wi-Fiの整備において、市内飲食店や宿泊施設などが設置する場合の補助を継続するほか、外国人目線での多言語観光サインの整備、WEB上の情報発信、店舗や宿の外国語表記の促進などを行い、外国人観光客の受入環境の整備を行います。

また、昨年度は多くの修学旅行生が本市を訪れました。本市の雄大な自然や悠久の歴史、文化を学んでいただけるように引き続き修学旅行の誘致に取り組めます。

行政機関や観光関連事業者で組織する「熊野市集客倍増・おもてなしアップ推進会議」においては観光集客の課題を共有し、十分連携・協力を図りながらソフト・ハード両面の「おもてなし」の整備や地域資源の魅力向上等による集客交流に取り組めます。

鬼ヶ城センターやお綱茶屋、熊野古道おもてなし館など周辺観光施設と中心市街地を結ぶ交通手段として、市街地周遊バスやレンタサイクル、観光タクシー事業などを実施し、中心市街地への誘客・周遊を推進します。また、熊野古道への2次交通手段として「熊野古道・世界遺産巡りタクシー実証運行事業」を引き続き実施します。

情報発信については、観光スポットや文化、イベント、四季をテーマとしたVR動画を活用し、YouTubeにおいて配信するほか、三重県観光連盟の人気ホームページに市の観光情報に関する特設サイトを設け、効果的な情報発信を行うとともに熊野市観光大使を活用し、市の魅力、良さを広く国内外にPRしてまいります。

昨年11月、市の花木に指定された「クマノザクラ」につい

ては、植栽した苗木を大切に育て上げ、後世に残る名所づくりに取り組むとともに散策マップを作成するなど自生するクマノザクラを観光資源として有効活用します。

熊野市観光公社については、市が推進するスポーツ交流のさらなる集客拡大に取り組むとともに、地域の豊富な観光資源と質の高い体験メニューなどを組み合わせた着地型で付加価値の高い旅行商品の企画販売などに取り組めます。団体客の集客促進については、修学旅行や企業の社員旅行の誘致に積極的に取り組めます。

同公社が指定管理を受けている「三重県立熊野少年自然の家」については、旅行業のネットワークなどを通じて、幅広く情報発信を行い、新規利用者の開拓と既存利用団体などの確保に努め、利用者の拡大に努めます。

熊野市ふるさと振興公社が管理運営する「ホテル瀨流荘」「湯ノ口温泉」「道の駅熊野・板屋九郎兵衛の里」「鬼ヶ城センター」では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、業種別に定められたガイドラインを遵守し、引き続き3密にならない店舗運営、マスク着用等の感染防止、従業員の健康観察等、適切な感染防止対策に努めてまいります。

「ホテル瀨流荘」については、きめ細かな質の高いサービスと地元産品を積極的に活用した料理や地域の伝統料理を提供するなど、引き続きお客さま満足度の向上に努め、一層の集客に取り組めます。また、熊野古道やツエノ峰の雲海、星空、木津呂の絶景など豊富な地域資源を活かした企画プランの提供や積極的に修学旅行の誘致に取り組み、集客力の強化、売上の拡大を図ってまいります。

「湯ノ口温泉」については、新規利用者の獲得に向け、今後ポスティングを実施するほか、「温泉ワーケーションプラン」の提供や集客力を高める仕掛けづくりとSNSを活用するなど積極的なPR活動に取り組めます。

「道の駅熊野・板屋九郎兵衛の里」については、当市の西の観光拠点として、ホテル瀨流荘・湯ノ口温泉との連携を強化するとともに、隠れた絶景やご利益スポットを積極的に発信することで新たな客層の集客を取り組み、紀和地域の活性化に結び付けます。

「鬼ヶ城センター」については、熊野市の玄関口にふさわしい心のこもったおもてなしを心掛けるとともに、旅行エージェント等への積極的な営業活動を継続し集客を図ります。

(2) スポーツによる集客交流

スポーツによる集客交流については、ソフトボールをはじめとして、野球、ソフトテニス、ラグビー、柔道など、各競技種目における大会や合宿などを通じ全国各地から数多くの方々にお越しいただいており、この地域に大きな経済的効果をもたらしています。

スポーツ集客の拡大を図るため、新たに10人以上の合宿等に対してレインボー商品券を支給し、当市での合宿満足度を高め合宿の定着化を目指すほか、引き続き積極的に合宿、大会などの誘致活動を進めてまいります。

さらに、スタンドアップパドルボード、シーカヤックなどのマリンスポーツ、自転車競技やトレイルランニング、ボルダリングなど、熊野の恵まれた自然や地形を生かしたアウトドアスポーツによる集客の取組をより一層強化してまいります。

本年度の主な種目の大会等の開催予定については、ソフトボールでは、日本男子ソフトボールリーグの公式戦が9月に予定されているほか、7月には昨年に引き続き全国の中学生クラブチームによる「全日本ガールズソフトボールリーグ選手権」が予定されており、市といたしましても全面的に協力や支援を進めてまいります。

熊野市ソフトボールフェスティバルでは、「熊野オープン」や

「熊野市長杯」など多くの大会等に加え、恒例の「熊野ソフトボールキャンプ」を1月に開催するとともに、台湾をはじめとする外国チームとの交流を推進します。

また、引き続き地域おこし協力隊を活用し、地元チームの設立・強化や地域へのソフトボールの普及、人脈を生かしたスポーツ集客の推進に取り組みます。

野球では、くまのベースボールフェスタとして、11月に「練習試合 in 熊野」の開催を予定しているほか、「熊野学童軟式野球大会」や県内外の中学生クラブチームを対象とした「中学ウインターカップ」を開催します。

2) 市の活力再生に向けて、「輸出」による農林水産商工業を振興し、地域資源を十分活用した独自性のある高品質な特産品の開発・生産を推進し、地域産業の振興、働く場・雇用の創出に努めてまいります。

(1) 農業の振興・特産品等

農業の振興については、農産物への獣害被害の拡大・農業者の高齢化などによる耕作放棄地の増加など非常に厳しく、深刻度が増しています。

農業が持つ多面的機能が将来にわたって発揮されるよう、担い手の確保・育成はもとより、耕作放棄される恐れのある農地を含め、担い手への農地集積を早急に進める必要があります。

「農地所有適格法人（株式会社くまの農業振興公社）」を最大限活用し、農業・農村の持続的な発展に努めてまいります。

まず、担い手確保については、農業振興公社が担ってきたところではありますが、技術指導員の確保が最大の課題でありました。しかしながら、その確保に目途がたったことにより柑橘以外で就農を希望される方を積極的に確保するよう努めるとともに、国の制度である「新規就農者確保事業費補助金」や市単独

事業として実施している「新規就農者経営安定支援金」などの「就農支援策の充実」を両輪として推進し優秀な人材の確保・育成に努めます。

農地集積については、規模拡大を希望する農業者や新規就農を希望する農業者への集積をスムーズにするため、三重県農地中間管理機構を活用し促進することで、生産性と経営の効率化・安定化を図ります。

さらに、耕作条件が良いものの受け入れ先が見当たらず耕作放棄される危険性の高い農地については、農業振興公社で集積し、優良品種を生産することで農地保全に努めます。

また、農業振興公社に集約している農地については、将来的に新たな担い手へまとまりある形で貸付することも想定しています。

農地・農業用水などの資源の保全管理や環境の保全については、「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払交付金」を活用します。

そのほか、担い手に農地集積を図る際、農地中間管理機構を利用した場合、国の「農地機構集積協力金」制度も利用可能なため、状況に応じ、様々な施策を組み合わせ農業振興地域の再生を図ります。

一方、当地域は中山間地域ということもあり、スケールメリットによる経営展開は不可能であることから、施設栽培を推進するため、引き続き、ハウスなどの農業施設整備に対し「新規就農者等施設園芸費貸付金」などの支援を行います。

また、昨年度から、次世代農業技術の導入の一環として、施設内で高密度繊維シートを活用し水分ストレスをかけながら品質向上に努める栽培方法を取り入れ検証してきました。

この栽培方法については、実需者からの高い評価も得られたことから、これまでの試験栽培から本格栽培に向けて舵をきることにします。

農作物への獣害対策については、農業者が行う獣害防止柵の設

置費用などの一部を補助する「農産物獣害対策事業費補助事業」を継続するほか、国の鳥獣被害防止総合対策事業として、地区の皆さんが自ら侵入防止柵を設置する取組を可能な限り支援します。

また、鳥獣を捕獲する取組については、引き続き「有害鳥獣捕獲実施隊」を組織するとともに、ICTを利用した檻による捕獲などに取り組むことで、有害鳥獣の減少に努め、農産物の被害軽減を図ります。

都市交流については、引き続き丸山千枚田での田植えや稲刈りの集いなどを通じて、都市住民との交流を図ります。地域間協定を締結している相模女子大学とは、都市での物産展やインターンシップによる農作業体験などを通じて交流を図り、相互に有益な形で一層友好を深めます。

既存特産物のみかんや高菜、新姫、熊野地鶏のほか、唐辛子など事業者等から引き合いの強い優良品種の栽培に取り組むことにより産地化を推進します。

みかんについては、農家所得の向上、高品質化を図るため、引き続き「マルチ栽培」を推進し、敷設費用の一部を補助するなどの支援を行います。またJA伊勢とも連携し優良品種への転換を促進します。

高菜については、熊野の「たかな漬け」としてブランドが確立していることから、引き続き販売の拡大を図る一方、生産基盤を強化する必要があり、地域おこし協力隊や集落支援員による支援など、維持・拡大に努めます。

新姫については、熊野市ふるさと振興公社が自社製造する果汁、ドリンク、ぼん酢のほか、委託製造するアイスクリーム、サイダー、キャンディなど、商品ラインアップの充実が図れてきたことから、他柑橘との差別化を図り、加工品や原材料販売等に一層取り組みます。

唐辛子については、市内の飲食店を中心に「辛いものフェア」を年2回開催し、多くの方々から好評を得ております。また、農

業振興公社において商品化した一味唐辛子やドレッシングは、市内の道の駅では売り上げの上位を占めており、引き続き、安定生産に向けた取組を行うこととしています。

また、既存農業者の経営体質強化を図るため、農業者自身の経営感覚を磨くための研修会等への参加を促進します。さらに、山間部において高齢により市場出荷できない農業者を対象に野菜の集出荷を支援し、道の駅などを活用した直接販売を行います。

これら幅広い取組により農家所得の向上や耕作放棄地の防止に努めます。

金山農業公園については、「熊野アグリパーク（仮称）」として、隣地の株式会社金山パイロットファームの園地も含め、持続可能な地域農業の確立を目指し、観光・交流なども含めた「新たな拠点」づくりの可能性について調査・研究を行うとともに、高付加価値農業生産施設の整備に着手します。

農業生産基盤については、県営中山間地域総合整備事業などにより、農道、農業用用水路の整備を実施するとともに、地域の要望を踏まえ、必要な補修工事を行い適正な維持に努めます。

熊野市ふるさと振興公社については、熊野地鶏、新姫をはじめとする特産品の高品質化と新商品開発に積極的に取り組み販路拡大を図るとともに丸山千枚田の保全、農業振興公社事業による農地の有効活用や担い手確保に努めます。

主力商品の熊野地鶏については、ひなの安定供給と孵化から生産・加工まですべての工程における一貫した品質管理を行うことができるよう孵化場、種鶏用鶏舎の整備を行います。営業活動については、商談会、商品展示会でのPRや飲食店、食肉卸売業者への営業をより一層強化し、目標とする販売羽数3万羽に向けて積極的に販路拡大に取り組みます。

丸山千枚田については、引き続き保存会の方々の協力のもと保全管理に努めるとともにエレコム株式会社による企業版ふるさと納税の支援を受け、休耕田の復田、魅力向上や情報発信に

取り組みます。また、「田植え・稲刈りの集い」などの既存行事については、農業体験を通じた都市住民との交流を一層推進していくとともに地域の実行委員会が主催している「丸山千枚田の虫おくり」については、より多くの方に訪れていただけるよう積極的に支援します。

(2) 林業の振興

林業の振興については、航空レーザ測量によるデータの解析より明らかとなった森林資源分布状況や山林の地形判読結果などをもとにして策定する「森林・林業ビジョン」をもとにして、長期的な視点で幅広い施策を戦略的に実行してまいります。木材や林産物の生産段階から消費段階に至るまで、本市の森林・林業・木材産業に関わる分野での問題解決を図ります。

低迷を続ける木材価格の影響により森林所有者の林業経営に対する意欲が低下しているため、適切な間伐などを行っていない森林が増加しています。適切な管理が十分でない森林が引き起こす山地災害を防止し、森林・林業・木材産業全体の振興を図る契機として、必要な範囲において森林経営管理法に基づいた森林所有者への森林の管理に関する意向調査を順次実施してまいります。今後、森林所有者からの同意を得て市が一時的に管理の委託を受ける森林に対しては、林業事業体への再委託による木材生産のほか、間伐の実施や広葉樹の植栽などによる樹種の転換など、対象となる森林ごとに最適と判断される森林整備を行ってまいります。

市有林などへの市が行う森林施業については、山地災害防止機能や水源かん養機能など、健全な森林が有する多面的機能を十分に発揮できるよう、国・県などの補助を活用して引き続き適切に実施してまいります。また、森林を持続的に守る熊野市型の林業経営モデルの検証を行うとともに、森林の循環利用を前提とした木質バイオマス発電の導入や森林施業の低コスト化

への取組のほか、本市の木材生産において特長的な優良大径材やサカキ、シキミなどの林産物に対する販売戦略についての整理を行ってまいります。

昨年11月に市の花木への指定を行ったクマノザクラについては、関係各課との連携のもと、「クマノザクラ整備・保全管理等事業」及び「クマノザクラの名所づくり事業」により、市民の皆さんや市を訪れる方々が楽しめるよう名所づくりを行うとともに、鉢植えを市内観光施設などへ配置することによりクマノザクラをより身近に感じていただくためのPRの実施や、寿命を迎えた既存のソメイヨシノなどの植え替えについても専門家などの意見を聞きながら検討を行い、クマノザクラに対する今後の保全、管理及び整備を進めてまいります。

市内の木材需要の拡大に向けては、熊野材を使用した新築住宅と増築住宅に対し、建築床面積や年齢などの区分に応じて10万円から100万円のレインボー商品券を助成する「木造住宅建設促進対策事業」を引き続き実施いたします。

荒廃森林の増加による狩猟の難しさや高齢化などによりハンターが少数化している要因などから、有害鳥獣による住環境への脅威が高まっています。快適に住み続けられる地域を守るためには鳥獣捕獲駆除対策が重要です。新規狩猟免許取得者及び新規猟銃所持許可取得者に対して経費の2分の1を補助するほか、ICT技術を活用しながら三重県猟友会紀南支部と地元地区の皆さんと連携を密にした緊急の獣害対応を引き続き行ってまいります。

林道については、林業生産活動の基盤であり、住民の生活道路としても利用されている路線の維持管理や災害復旧に早期に対応するとともに、高代山・大井川線や皿山線の開設工事、県営事業による林道三和片川線、浅谷越線の整備促進、林道の改良・維持補修を実施し、林業生産性の向上を図ります。

また、林道橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の予防的修繕

を行い、施設の長寿命化を進めます。

市有林整備事業では、山地災害防止機能や水源かん養機能など、健全な森林が有する多面的機能を十分に発揮できるよう、国・県の造林補助を活用し、間伐等を実施することで、市有林の適正管理に努めます。

(3) 水産業の振興

水産業の振興については、漁業者の収入源確保のために、観光漁業体験など漁業者や漁協が主体となる取組を支援するほか、新たに試験的なアコヤガイ母貝養殖や休校になった学校を活用したヒラメ等の陸上養殖に取り組みます。

藻類のヒロメについては、生産量の拡大に努めるとともに、加工品の商品化及び販路開拓に取り組みます。

また、水産資源の増大及び安定的な漁獲量の確保を図るため、ヒラメやアワビなどの種苗を放流するとともに、藻場の環境保全活動を行う「水産多面的機能発揮対策事業」や間伐材を活用した「アオリイカ産卵床設置事業」を通じ、藻場の回復など漁場環境の保全に努めます。

水産基盤整備については、市内各漁港の既存施設を計画的かつ効率的に更新を行い、長寿命化を図ります。

また、災害対策として遊木漁港内の主要な防波堤の地震・津波対策工事を引き続き実施します。

さらに、衛生管理型魚市場及び水産物加工施設を拠点として、徹底した衛生管理により安全安心な熊野ブランドの水産物を確立し、付加価値の向上及び地域内外への消費拡大を図ります。

水産物加工施設で製造された魚のすり身「熊野すりみん」については、三重県内の福祉施設への営業活動を行うなど、更なる認知度向上と販路拡大に取り組みます。

漁業後継者の育成については、引き続き I J ターンした漁業担い手に対する家賃支援、地域おこし協力隊の制度を活用した

漁業後継者育成事業に取り組みます。

(4) 商工業の振興

商工業の振興については、引き続き特産品の高品質化と販売力の強化を図り、熊野ブランドとして競争力を高めるとともに、中心市街地の活性化と雇用の創出に向けた事業に取り組みます。

地域経済への消費喚起及び商店街振興を図るため、プレミアム付きレインボー商品券や多数の商店主が協同して行うイベントのPRを支援する「きのもと商いPR支援事業」、商店街での買い物で健康づくりと中心市街地の賑わい創出を図る「歩き楽しむ記念通り商店街実現支援事業」などに取り組みます。中心商店街の無電柱化の取組に併せ、集客・活性化等を検討してまいります。

若者や女性による起業促進と経営の安定化を図るため、起業のために金融機関から資金融資を受けた際の助成、駅前及び商店街チャレンジショップでのお試し起業への支援、起業の際に経営指導などを行う専門家派遣の実施など、きめ細かな支援を実施します。

既存の事業者に対しても、第二創業や新商品開発の際に行う専門家派遣、特定の資金融資を受けた際の利子補給などの支援のほか、事業所の維持と円滑な事業承継を促すための支援を行うなど、市の産業競争力の維持・発展に向けて積極的に取り組みます。

また、事業者のITリテラシー向上を図り、利活用を推進していくことで、消費・経済活動を新しいステージに移行させ、地域経済の活性化を図ってまいります。

市の花木に指定された「クマノザクラ」については、市の新しいシンボルとして、関連した新商品の開発支援やイベントの開催などにより商工業振興に活用してまいります。

(5) 「輸出」の促進

「輸出」の促進については、熊野市物産振興会と連携しながら、動画による情報発信の取組をはじめとするICTの活用により、生産者と消費者が直接取引できる環境づくりや、都市部や海外との各種商談会を通じた新しい販路の開拓を促進してまいります。

那智黒石振興については、熊野でしか産出されない、オンリーワンの特産品として一層の振興を図るため、令和元年度、2年度に続き、市内にモニュメントを設置するとともに、那智黒石に親しむ機会を増やすなど、幅広いPRに取り組みます。また、広島県熊野町とのコラボレーション事業や、熊野那智黒碁石まつりなどの囲碁大会を通じた都市間交流を引き続き推進します。

(6) 雇用の創出・確保

雇用の創出・確保については、地域資源を活用した独自性のある高品質な特産品の開発・生産を実施し、「輸出」の促進と市内での消費拡大に努め、農林水産商工業の一層の振興を図ることで、働く場・雇用の創出に努めます。

また、これまで取り組んできた「熊野市地方創生雇用創出基金」を活用し、市内外からの企業立地において、設備投資額などに応じて支援する「企業立地促進雇用創出事業」や都市部の企業に対して誘致活動を行う「サテライトオフィス誘致促進事業」などを充実させるため、市所有の土地や建物を活用した中小規模の事業者にも対応した誘致向け情報提供を実施してまいります。

人材の確保については、地元高校や関係機関との一層の連携・強化を図り、就職面接会の開催に加え、動画やマッチングサイトを活用した事業所PRの充実、専任の相談員による市内事業所の職場見学や就労体験のコーディネートなど、きめ細か

な支援を実施し、市内事業所における働く人材の確保に努めます。

さらに、働くことに制約がある子育て中の女性をターゲットに、新しい働き方のモデルとなるテレワーカーを育成する「ICT活用人材育成事業」により、ICT関連事業向けの人材育成・研修事業を実施することで、潜在労働力の掘り起こしと働きやすい環境づくりの実現に努めてまいります。

第2「保健・医療・福祉の充実」について

1) 支え合い助け合う福祉の充実に向けて

(1) 高齢者福祉

本市においては、令和3年2月1日現在、人口16,380人のうち65歳以上の人口が7,157人、高齢化率約44%の「超・超高齢社会」となっており、高齢者福祉の充実が大きな課題となっています。高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、いつまでも健康で元気に安心して生活できるよう、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底しながら、引き続き様々な取組を進めます。

高齢者の健康づくりについては、寝たきりや介護の予防として、「筋力向上トレーニング」などの取組を行います。「筋力向上トレーニング」は、健康増進ハウスにも高齢者向けの機器を設置し、より多くの方が参加できるよう取り組みます。

また、地域の高齢者の皆さんが身近な場所で定期的に運動することができるよう、「くまの健康体操推進事業」を実施し、地域の集会所での運動教室などをサポートする体制を整備します。

高齢者の生きがいづくりについては、身近な仲間とともに楽しく参加できる「若返りクラブ事業」や地域の皆さんによるレクリエーションや体操などを楽しむ「高齢者サロン事業」等を

引き続き行い、地区の拡大や内容の充実に取り組みます。

また、健康・長寿課が行う事業に参加しやすいように乗合タクシーや公共交通空白地有償運送の運賃無料化を継続します。

さらに、日常生活でちょっとしたことができず困っている高齢者等に対し、元気な高齢者等がサポーターとして有償で支援を行う「熊野市生活支援サポート事業」を引き続き実施します。

高齢者の社会参加促進については、「シルバー人材センター」の助成を継続し、連携・協力を図ることで就労の場の提供に努めます。

「元気確認ふれあいノート事業」については、民生委員児童委員をはじめ、関係者の皆さんの協力のもと、全地区において、原則75歳以上の独居高齢者に対し、週2回の見守りを実現します。

また、独居高齢者等の食生活の維持向上のための「食の自立支援事業」や集落支援員が訪問する「集落支援事業」のほか、独居高齢者等の緊急時の対策として、「一人暮らし高齢者等安心生活確保事業（救急医療情報キット配備事業）」に引き続き取り組みます。

地域包括ケアシステムの構築に向けて、様々な問題や相談に対し迅速かつ適切な対応に努めるとともに、地域包括支援センターの機能強化を図り、地域住民の皆さんや関係各機関と連携・協力しながら、高齢者の生活支援、認知症対策や在宅医療と介護の連携による支援の充実などの体制整備に取り組みます。

認知症施策としては、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の皆様に認知症に対する正しい理解や認知症の方への対応を知る機会として認知症サポーター養成講座を引き続き開催するほか、幅広い年齢に理解いただけるよう小中学校などにも協力を依頼し、キッズサポーターの増加にも努めます。

また、地域の民生委員等から、認知症など心身の健康状態が

心配な方の情報について協力いただき、地域包括支援センターの職員等が訪問することで、支援の必要な高齢者の早期把握に引き続き努めます。

認知症の方が行方不明となった場合の支援については、市内の公共機関や民間事業所などの関係機関と連携し、早期に発見できるよう「徘徊SOSネットワーク事業」の啓発に努め、地域での訓練も引き続き実施します。さらに、新規事業として、登録者には、行方不明時に連絡先が読み取れるQRコード付きのシールを配布し、身に着ける物に貼付することで早期発見への対策を強化します。また、GPSを利用される家族の方に対し、初期の契約費用について上限1万円までの補助を実施してまいります。

在宅医療と介護の連携については、紀南病院内に設置された「紀南地域在宅医療介護連携支援センターあいくる」と連携し、医療と介護の連携体制の充実を図るとともに、引き続き多職種の連携や市民の皆さんへの啓発などに努めます。

さらに、高齢者の在宅生活を支えるため「生活支援体制整備事業」を実施し、地域の皆様や関係機関にご協力をいただきながら、ボランティアなど多様な主体による、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備について、地域のニーズを把握しながら取り組めます。

(2) 障がい者（児）福祉等

障がいのある方への福祉については、「障害者総合支援法」の円滑な運営に努め、障がいのある方が安心して日常生活や社会生活をおくることができるよう介護給付、訓練給付、地域生活支援事業、通所支援事業など、障がい福祉サービスの充実に引き続き取り組めます。

サービスの提供体制については、障がい福祉サービスを提供する福祉関係事業者との連携による支援体制の充実を図るとと

もに、障がいのある方が地域で安心して生活できるよう総合的な相談窓口である「紀南圏域障害者総合相談支援センターあしすと」や就業面、生活面における相談窓口である「紀南地域障害者就業・生活支援センターC o l o r s（カラーズ）」の運営支援と連携強化に取り組みます。

とりわけ、重度の障がいがある方も通所している「あゆみ事業所」及び相談窓口であるあしすと、C o l o r s（カラーズ）は、保護者、事業者からの移転要望があることから、新たに土地建物を購入して施設移転を実施し、より多くの方に安心して利用いただけるよう障がいサービスの充実を図ります。

また、障がいのある方の経済的負担の軽減を図るため、市外施設のサービスを利用する重度障がい者に対して、送迎費の補助や訓練施設などへの通所に要する交通費の補助を引き続き実施します。

バリアフリーの推進については、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」を遵守し、熊野市身体障害者（児）福祉連合会、紀南バリアフリー研究会をはじめとした地域の障がい者福祉団体等のご意見を伺いながら、誰もがやさしく安心して暮らせるまちづくりの実現を目指します。

（３） 生活困窮者支援

生活困窮者への対策として、相談支援体制の充実を図るとともに相談者の生活実態の把握に努め、関係機関との連携を図りながら経済的、社会的、日常的自立に向けた支援を進めます。

（４） 災害時等避難行動要支援者支援

避難行動要支援者を支援するため、関係部署が地域の民生委員児童委員、自主防災組織、消防団等と連携を図り、避難行動要支援者名簿を活用して一人ひとりの個別支援計画を策定するなど、避難支援の実効性をより高めることに取り組みます。

2) 健康長寿の推進に向けて

(1) 健康づくり

健康づくりについては、疾病予防及び重症化予防に重点をおいた健康づくりに取り組みます。昨年から流行している新型コロナウイルス感染症については、引き続き市民への感染防止対策の周知等を行うとともに、感染者が発生した場合は、支援が必要な感染者やその家族に対して、感染拡大防止のための物品や生活するうえで必要な食料品を提供します。新型コロナウイルスワクチンの接種が始まった際は、速やかに接種できるように医師会や関係機関と接種体制について調整を行い、実施してまいります。

糖尿病については、早期発見と重症化予防を目的に「糖負荷試験」の受診率向上に一層取り組むなど、糖尿病の指導を強化します。

また新たな高血圧予防事業として、3歳児健診及び糖負荷健診時等に尿中塩分濃度測定等を取り入れ、子どもも含めた家族ぐるみの減塩による生活習慣病予防に取り組みます。

地域での健康づくり事業については、地域において健康づくりのリーダー的な役割を担っている「元気づくり推進員」と連携・協力し、引き続き推進します。

市民の皆さんが積極的に健康診査やがん検診を受診し、生活習慣病の対策に関心を持って取り組めるよう、「健康増進ポイント事業」を継続します。

誰もが気軽に運動できるウォーキングについては、元気づくり推進員にも協力いただき、地域のウォーキングコースを紹介するほか、運動の効果をより高めることができるノルディックウォークについても引き続き推進します。

年代にあった運動や健康に関する情報提供を行い自分に合った健康づくりを推進するため、約3か月間の健康づくりに取り組む「100日健康体験チャレンジ」事業を引き続き実施します。オンラインを使った運動を取り入れ、働く世代からの生活習慣病の予防と健康づくりへの意識を高める取組を推進します。

健康診査については、大腸がん、乳がんなどの各種がん検診と国保加入者を対象とした特定健康診査を同時に受診できる「休日の集団健診」を引き続き実施することで、受診率の向上に努めます。

がん対策については、各種がん検診の受診率の向上を図るとともに、子宮頸がん検診では20歳の方、乳がん検診では40歳の方を対象に検診無料クーポン券を配布し、がんの早期発見、早期治療の推進を図ります。また、69歳以下の対象者に受診勧奨の個別通知を送付し、がん検診に関心を持っていただけるよう取り組みます。

自殺予防の取組については、平成30年度に策定した「熊野市いのちを支える自殺対策計画」に基づき、広報等による啓発や相談窓口の周知、及び個別相談への対応などに取り組み、「心の健康づくり」により一層努めます。

高齢化の進展は、医療・介護などの利用拡大を通じて市民の皆さんの保険料・税負担の増にも結びついています。

健康の維持は個人や家庭だけの問題ではなく、老若男女を問わず市民の皆さん一人ひとりの社会的責務と考える必要があります。年に一度の健康診査の受診と地域ぐるみの健康づくりへの積極的な参加を呼びかけます。

予防接種法に基づく各種予防接種については、内容や日程などの周知を徹底しながら予防接種率の向上に努めます。風しんの感染拡大を防止するため、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性に対して、国の指針に沿って、

無料で風しんの抗体検査と抗体価が低い方への予防接種を引き続き実施します。

高齢者の予防接種については、「インフルエンザ予防接種」と「肺炎球菌ワクチン予防接種」が定期接種となっています。「肺炎球菌ワクチン」については、定期接種の対象年齢以外で今まで一度も接種していない方を対象に接種費用の助成を引き続き実施します。

(2) 国民健康保険事業

国民健康保険事業については、地域医療の確保と市民の健康保持・増進に大きな役割を果たしています。

国民健康保険制度の財政基盤の強化を目的に、県が保険者に加わり、財政運営の主体となりました。しかしながら、被保険者の減少や所得水準低下による保険税収入の減少、高齢化率が高いこと、医療技術の進歩、高額医薬品の開発や疾病構造の変化などに伴う医療費の増大などにより、構造的に極めて厳しい財政運営が続いています。そのため、医療費を抑制する取組や保険者努力支援制度の取組を徹底して、交付金等の財源確保に努める必要があります。

医療費を抑制する取組については、特定健康診査や特定保健指導、脳ドック検診費用の助成などの保健事業に加え、令和2年度から糖尿病が重症化する恐れのある方を対象に、関係機関と連携を図りながら受診勧奨や保健指導を実施し、糖尿病性腎症の重症化予防対策に取り組んでいます。

また、受診状況や医療費の確認ができる医療費通知や先発医薬品を処方されている方に対し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額をお知らせする差額通知を引き続き送付します。

ジェネリック医薬品については、ジェネリック医薬品を希望することを医師や薬剤師に伝えるための希望シールを配布することによって、引き続き普及促進に努めます。

特定健康診査については、心電図検査、貧血検査を引き続き検査項目に加え充実した健診の継続に努めるとともに、特定保健指導については、戸別訪問による指導と集団での健康教室を引き続き実施します。

(3) 後期高齢者医療

後期高齢者医療については、制度の持続可能性を高めるため、世代間の公平性、負担能力に応じた負担の観点から、制度の見直しが進められています。今後も状況を見守りながら運営主体である「三重県後期高齢者医療広域連合」と連携し、円滑な制度の遂行に努めます。

(4) 福祉医療費助成制度

[子ども医療費・一人親家庭等医療費・障がい者医療費]

子ども医療費については、0歳から18歳までの対象者について自己負担分の全額助成を行います。

一人親家庭等医療費については、18歳までの児童を扶養している一人親家庭等の母又は父及び児童に対し、自己負担分の全額助成を行います。

障がい者医療費についても、保健の向上と福祉の増進を図るため、一定の障がいのある方に対し自己負担分の全額または、3分の2の助成を行います。

また、小学校就学前の0歳から6歳までの福祉医療費受給対象者については、令和元年9月から医療費の窓口無料化を実施しています。

これらの助成を引き続き実施し、子育て世帯等における経済的な負担軽減を図ります。

(5) 医療体制〔地域医療・救急医療・救急業務〕

地域医療の充実については、東日本大震災や紀伊半島大水害

による災害を教訓とし、災害に強い地域医療づくりのため、地域の特性を考慮しながら適切に取り組みます。

また、少子高齢化が進むなか、健康を保つことの重要性がますます高まっています。市民の皆さんが住み慣れた地域で健やかに安心して暮らしていくためには、地域の病院や診療所の適切な役割分担と連携により、切れ目のない医療を継続的に提供していくことが必要です。

かかりつけ医を持つ必要性と病状に応じた適切な受診に向け、健康づくり事業や医療ミニタウンミーティングなどを通し、市民の皆さんにご理解とご協力をいただきながら更なる医療体制の充実に努めます。

紀南病院については、構成団体の御浜町、紀宝町及び紀南医師会との連携をより密にし、地域医療の基幹病院として医療機能等の充実のため、引き続き支援します。

市民の皆さんが必要とする医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、医師・看護師など医療従事者の確保が必要不可欠です。引き続き、三重大学医学部や三重県立看護大学における地域枠推薦制度の活用や医師確保に対し、国・県をはじめ関係機関に必要な働きかけをしっかりと行います。

市立診療所については、県や紀南医師会、紀南病院等の関係機関の協力を得ながら医師の確保を図り、診療の継続、医療体制の充実に努めます。

救急業務については、救命処置の高度化に対応するため、救急救命士、気管挿管認定救命士の養成を継続的に行い、市民の安全・安心を守ります。

また、傷病者に対する適切な救急活動や医療機関への搬送を目的とし、医師を交えた事後検証、救命士の再教育など、引き続きメディカルコントロール体制の充実を図ります。

現在、3台の高規格救急自動車、自動心臓マッサージ器など最新鋭の車両及び資機材を整備しておりますが、新たに新型コ

コロナウイルス感染症対策として、マスク・フェイスシールド・ディスポグロブなどの感染防止資機材を増強し、救急隊員の安全を確保しつつ、今後も高度な救急体制の強化を図ります。

昨年の市内の救急出動件数は987件と前年より134件の減少となりましたが、人口に対する救急出動件数の割合は依然として高い状況を推移しています。救急統計によると、救急出動件数の増加は、救急車を必要としない軽症者からの要請に大きく起因していることがわかっています。救急隊の到着時間の遅れにより、救える命が救えない事態も想定されることから、救急車の適正利用を呼びかける啓発を継続してまいります。

また、誰にでも簡単に扱え、救命効果の大きいAED（自動体外式除細動器）を市内52か所に配備し、機器更新など適切な管理を継続します。

救命効果の一層の向上を図るため、応急手当に関する正しい知識やAEDによる救命処置など、市民を対象とした救命講習会の開催と定期的な受講を推進します。

高齢者の事故を未然に防止するため、予防救急の啓発にも積極的に取り組みます。

大規模災害が発生したとき、大切な人を守るために必要な知識や技術を市民の皆さんに習得していただくため、住民レスキュー講習会の開催と受講を推進します。

3) 少子化対策について

少子化対策（子育て支援）については、「熊野市こどもは宝・未来への希望基金」事業及び「熊野市子ども・子育て支援事業計画」により、子どもを産み育てるという希望をかなえ、全ての子どもが心身ともに健やかに成長できる社会を目指して適切な支援を図り、子育ての充実に努めます。

(1) 保育サービス

保育サービスについては、就学前の子どもを育てる家庭への支援として、市において平成28年度から3歳児以上の保育料を無償化していましたが、令和元年10月から国により幼児教育・保育の無償化制度が開始されましたが、副食費は対象外となっているため、経済的負担が増えないよう、市内に住民登録があり、市内の保育所に通所する3歳児以上の子どもの副食費を引き続き無料とします。

保育の質の向上を図る取組では、保育士等がキャリアアップ研修を受講し、保育や食育、幼児教育等に関する専門的知識や技能の向上を図る「保育の質の向上事業」を継続します。

私立の保育園を運営する社会福祉法人ひまわり会に対しては、平日19時までの延長保育、発達に課題のある児童を支援するための加配保育士の配置について支援します。

また、低年齢児の保育ニーズに対応するため、NPO法人が運営する小規模保育事業所の運営費を引き続き負担します。

私立の有馬幼稚園についても、運営費を引き続き負担し、延長保育の支援を引き続き実施するとともに、3歳以上児にかかる副食費の支援として、1月上限4,000円としてレインボー商品券を支給し、保護者の経済的負担を軽減するなど幼児期の保育・教育の充実を図ります。

保育施設における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については、前年度に引き続き、子どもと職員の検温等による健康チェック、消毒等に必要な資機材の購入及び支援を行うなど、適切な感染対策を講じながら継続的な保育を実施します。

(2) 子育て支援・ひとり親家庭支援

子育て支援については、保健福祉センター内に設置している「子育て世代包括支援センター」を中心に、母子健康手帳交付の際に個人に合わせた支援のためのセルフプランを作成し、安

心して妊娠・出産・子育てができるよう、きめ細かく、切れ目のない支援を実施します。

また、妊娠期・出産後と、外出が難しい時期にある妊産婦が妊娠・出産や授乳等について相談でき、ストレッチで体をほぐせる「ハグママサロン」を引き続きオンラインも含めて実施します。

歯科保健対策については、引き続き1歳6か月から4歳まで半年ごとのフッ化物歯面塗布推進事業を継続し、幼児期の各年代でむし歯予防に対する意識の向上を図り、むし歯の罹患者数の減少に努めます。

また、むし歯予防に大きく影響する妊婦及び3歳児の保護者への歯科健診を継続し、保護者にも歯を大切にする意識を強く持っていただけるよう妊娠期から働きかけます。

予防接種事業については、おたふくかぜワクチン接種の費用助成制度を継続し、乳幼児の病気の発症や重症化を予防します。

子どもの健診については、1か月児健康診査や新生児聴覚検査、産婦健康診査の補助を継続し、出産後の母子の継続的な健康管理と経済的負担の軽減を図ります。

また、妊婦健康診査14回分の公費負担や、不妊で悩んでいる方に対する特定不妊治療、一般（人工授精）不妊治療に係る医療費及び、不育症治療に係る医療費の補助を引き続き実施し、子どもを希望する方への経済的支援に努めます。

子育て支援について援助を希望する人と援助を行う人との調整を行う「ファミリーサポートセンター」の運営をNPO法人に委託し、引き続き育児不安の軽減を図ります。

また、保育サポーター利用料については、小学校就学前までの子育て家庭に対しては2分の1を助成し、小学6年生までのひとり親家庭に対しては4分の3を助成する「子育て家庭保育サポーター利用助成事業」を引き続き実施します。

児童手当については、子ども1人当たり、3歳未満と第3子

には月額1万5千円、3歳以上中学校修了までは月額1万円、所得制限を超える方には、特例給付として月額5千円を支給します。

在宅家庭への支援としては、地域子育て支援の拠点である「熊野市子育て支援センターひよっこ」の運営をNPO法人に委託し、サービスの拡大・向上を図ります。

また、養育支援の必要がある家庭にヘルパー等を派遣し、児童とその保護者等に対し支援・指導を行い、養育環境の改善を図ることで、子どもの健全発育を促すとともに虐待の発生を未然に防ぐことに引き続き努めます。

乳児期の経済的な負担軽減を図るため、チャイルドシート購入費補助金に加え、出産のお祝いとして10万円分のレインボー商品券の支給を引き続き実施します。

放課後児童対策としては、学童保育を実施する「くまのっ子学童クラブ」に対し、引き続き運営費及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に必要な資機材購入費等の補助を行うとともに、同クラブが実施する児童扶養手当受給中のひとり親に対する保育料の減免制度が持続できるよう補助を行います。

全国的に増加している児童虐待などについては、本市においても虐待やDVにつながるおそれのある相談が増えつつあることから、福祉事務所が相談窓口となり、紀州児童相談所や女性相談所、学校、民生委員・児童委員などの関係機関や地域との連携を強化し、虐待やDVの防止のための啓発、早期発見、早期対応に努めます。

発達段階において支援や配慮を必要とする子どもについては、ワンストップ窓口の「こども発達支援室」において、保健、福祉、教育の3部局が連携を図ることで効果的な支援を行うとともに、「ペアレントトレーニング事業」を引き続き実施し、より良い親子関係を築くことができるよう支援します。

ひとり親家庭への支援については、女性相談員を中心とした

相談対応と自立に必要な情報提供や指導を行い、「自立支援教育訓練給付事業」、「高等職業訓練促進事業」を実施することで就業を促進するほか、「ひとり親家庭ホットライン」を継続するなど、相談しやすい環境を維持し、より安定した生活に向けた支援を実施します。

また、市内で18歳未満の子どもを3人以上子育てしている家庭の経済的負担を軽減するため、「少子化対策・ふるさと商店街子育て支援事業」を引き続き実施します。

(3) 結婚生活支援

結婚生活支援については、低所得者を対象に、結婚に伴う新生活にかかる費用の一部を助成する「結婚新生活支援事業」の年齢要件を34歳以下から39歳以下に、所得要件を340万円未満から400万円未満に引き上げ、補助上限額を12万円から30万円に引き上げます。

第3 「教育・文化の振興」について

1) 総合教育会議の開催

市長と教育委員会による総合教育会議を開催し、熊野市教育大綱に基づき、教育の条件整備など重点的に行うべき施策、また児童・生徒などの生命・身体の保護等緊急の場合に行うべき措置について協議を行い、その方向性を示し、市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ります。

2) 人権尊重社会の形成に向けて

人権尊重の取組については、「人権が尊重される熊野市をつくる条例」に基づき策定された「人権施策基本方針」を中心に、

総合的な取組を進めます。

昨今の社会情勢の変化による人権課題などを踏まえ、人権講演会の開催などを通じて啓発活動を行い、人権意識の高揚に努め、人権が尊重される明るく住みよいまちづくりを進めます。

第55回三重県人権・同和教育研究大会については、『差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する「教育」を確立しよう』をテーマに、亀山市・鈴鹿市を会場として開催される予定です。

男女共同参画については、「熊野市男女共同参画推進条例」の基本理念に沿った取組を推進するとともに、男女共同参画の取組の基本計画である「熊野市男女共同参画ステッププラン」を策定します。また、東紀州5市町が連携協力し、啓発を目的とした映画祭を開催するなど、地域全体で課題解決に向けて取り組みます。また、三重県と連携してパープルリボン運動（女性に対する暴力をなくす運動）を推進します。

「あいさつ運動」については、人と人との結び付きを強め、地域社会を維持していくために大切な取組であり、市外からの来訪者に「おもてなしの心」を表すためにも、市民の皆さんと一緒に、一層の推進に取り組みます。

3) 生涯学習社会の形成に向けて

(1) 学校教育

児童・生徒の安全・安心を確保するため学校教育においても、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、適切な感染対策を講じながら「子どもたちの命を守る」ことを第一にした取組を実施します。

具体的には、各学校の地理的・地域の実態に応じた、より実践的な避難訓練を計画的に実施するとともに、学校が避難場所となることを想定し、学校及び保護者や地域住民が連携して、

避難所運営訓練や研修を進めます。

さらに、児童・生徒が災害時に、「自分の命を守る」ことができるよう、発達段階に応じた教科・領域における防災教育の充実を図るとともに、職員研修を充実させ、児童・生徒や教職員が災害への対応力を身につけるための教育や研修に取り組みます。

学校給食については、「学校給食費補助事業」の内容を拡充し、小中学生の給食費を無料にします。また、真鯛、牛肉、地鶏などの地元特産品を給食食材として活用する事業についても継続して実施してまいります。

遠距離通学の児童・生徒については、これまでの支援を継続します。また、スクールバス利用時の保護者負担金についても引き続き無償化します。

さらに、市内に住民登録があり木本高校、紀南高校等に通学する生徒や紀和町上川地区在住で、新宮市の公立高校に通学する生徒に対し、引き続き通学費用の一部を助成します。

学校施設の整備については、引き続き老朽化対策を推進し、既存学校施設の適正かつ安全な維持管理に努めます。

また、感染症の予防、子どもたちの生活環境の変化に対応するため、各小・中学校のトイレの洋式化を行うなど整備を進め、児童生徒や学校関係者が安心して学校生活を送ることができるよう、施設の環境改善を行ってまいります。

また、社会のあらゆる場所でICTの使用が日常となっている中、学習の場においても、1人1台端末を活用して、教科の学びを深め、つなげることができるよう、ICT教育の充実を図るとともに、引き続きプログラミング教育を推進します。さらに、オンラインでの学習活動を進めるため、ICT教育推進アドバイザーを派遣して、各学校の取組を支援します。

将来を担う子どもたちの目指す姿を「確かな学力を備え、心豊かにたくましく生きる子ども」と設定し、「基礎的・基本的な

学力」を身に付けるとともに「思考力、判断力、表現力」や「豊かな心情」「人権を大切にする心や態度」などの育成を通じ、生涯にわたって主体的に学び続け、社会の変化に対応できる力を養います。

このため、引き続き指導主事2人を配置し、小・中学校の教育活動の指導と支援を行います。

「全国学力・学習状況調査」の結果を活用しながら、児童・生徒の学力と教員の指導力を高めるための研修会を実施し、継続的に各学校における授業の工夫、改善に努めます。

なかでも、「学力向上支援事業」の研究指定校に対して、特に重点的に支援を行います。また児童生徒の作成した資料等を情報共有できるアプリ「ロイロノート」を活用した授業研究を行うモデル校を指定し、支援を行います。この研究指定校及びモデル校での成果を管内の小中学校に拡げます。

さらに、「地域未来塾事業」として、夏休み及び冬休みに、希望する児童に対する学習会を引き続き開催します。講師には、主にこの地域出身の大学生をあて、熊野市へ戻り教員の道を目指すことを応援します。

土曜日の授業については、年間2回実施し、「開かれた学校づくり」に向けた取組を行います。

また、「開かれた学校づくり」を一層進めるため、「地域コーディネーター」を配置するなど、各学校において地域の人材や教育ボランティアの活用を促進し、学力向上の取組等を通して地域と学校との連携強化を図るとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等にもつなげます。

さらに、コミュニティ・スクールの取組の中で、「地域とともにある学校づくり」を進めます。

外国語教育の一層の充実に向け、国際理解とコミュニケーション能力等の育成を目指し、ALT（外国語指導助手）を4人配置し、小・中学校等へ派遣します。

さらに、三重大学と連携し、外国語教育及びプログラミング教育の充実に向け、学校への支援を行います。また、三重大学との共同研究の成果を他校にも広げていきます。

「特別支援教育」については、障がいの有無によらず、「誰もが地域の学校で学べる教育」の視点を大切にしながら、障がいのある児童・生徒一人ひとりに応じた適切かつ、きめ細かな指導・支援を行うため、市単独雇用の「特別支援教育支援員」を配置します。

複雑化する社会情勢や家族形態の多様化などに伴い、大きな社会問題となっている「いじめ」や「児童虐待」などの問題については、各学校や関係機関と連携しながら未然防止に努めるとともに、実態把握と迅速な対応を行うなかで、子どもたちに寄り添った教育を推進します。また、学級満足度調査（ハイパーQ U調査）を小学校3年生以上の全ての児童・生徒を対象に2回実施し、その結果を踏まえて、安心して居心地の良い学級・学校づくりのための効果的な取組を行います。

また、三重県教育委員会の「スクールカウンセラー活用事業」により、スクールカウンセラーを全校に派遣するとともに、スクール・ソーシャル・ワーカーの活用も積極的に進めます。

「熊野教育支援センター」においては、不登校児童・生徒の心のケア、保護者などへの教育相談、心理カウンセリング、講演会などを実施します。

高等教育等への進学支援については、将来を担う人材の育成のため、経済的理由で修学が困難な生徒・学生に対して、熊野市奨学金支給・貸与事業を引き続き実施します。

さらに、「地元定住者の奨学金返還免除制度」を継続し、奨学金制度を利用した若者が、市内に就職しやすい環境整備を図ります。

歯科保健の取組については、全ての小学校において、希望者に対してフッ化物洗口を実施するとともに、歯みがき指導、食

に関する指導等を行うなかで、むし歯予防に対する意識の向上を図りながら、う歯率の低下に向け取り組みます。

日本文化及び地元特産品への理解を深める取組として、学校における「囲碁教室事業」を引き続き実施します。指定校において子どもたちが囲碁に親しむことにより、集中力や忍耐力、相手を思いやる気持ちなど、子どもたちの豊かな心や生きる力を育みます。

市内中学校において、部活動指導員を配置し、生徒の意欲や技術を高めるとともに、適切な練習時間や休養日の設定などを行うことによって、部活動の一層の適正化を図ります。

(2) 社会教育

社会教育については、ウィズコロナを踏まえたうえで、人・文化を育み、心の豊かさにつつまれた歴史あるまちづくりの実現に取り組みます。

市民会館及び文化交流センターを文化芸術や生涯学習などの拠点として連携させながら、講演会や音楽コンサートをはじめ、展示会、各種講座・研修会など魅力的な催しを開催します。

また、サークル活動や発表などの場を提供し、市民が主体となった文化芸術活動などを支援します。

文化交流センターについては、駅前立地という利便性を生かし市民の皆さんをはじめ、市外からの来訪者にも楽しんでいただけるような企画展示のほか、市民参加型交流ギャラリーや教室の開催など随時行います。

市立図書館については、多くの皆さんに利用いただいております、市民の皆さんの要望や図書館協議会の意見もいただきながら、図書の購入を進め、蔵書内容の充実を図ります。

また、子どもの読書活動推進のために、キッズ司書育成事業をはじめ、読み聞かせ事業などの内容を充実させるとともに、市内小・中学校との連携強化に努めてまいります。

青少年健全育成については、市民の皆さんや関係機関・団体のご協力をいただきながら、青少年育成市民会議を中心とした子ども見守り活動や愛の声かけ運動等に取り組みます。

生涯学習については、子どもから高齢の方まで、市民の皆さんが気軽に楽しく学ぶことができるよう、多様な学習機会の提供に努めます。子どもを対象とした体験教室として「囲碁教室」、「チャレンジ科学教室」、「子どもといっしょに花づくり教室」などを引き続き実施します。

また、専門家を招いた講演や文化財めぐりなど、熊野の歴史・文化を中心に学んでいただく「熊野市民大学」を開設するほか、「フラワーデザイン教室」、「イタリア語会話教室」、「学びの広場熊野」、「紀和寿学園」、「家庭菜園教室」など従来の講座に加え、新たにSNSツールの浸透を図るための講座を開催するなど様々な教室を開催し、生涯学習の一層の充実とDX化の検討に努めます。

市民の皆さんが持っている知識・技能を生かすため講師登録を行っていただき、学校・地区公民館などへ派遣する「まちの人材活用事業」を引き続き実施します。

また、昨年度から三重大学の協力を得て実施している「地域におけるIoTの学び推進事業」においては、小学生を対象に楽しく学べるプログラミング講座を開催してまいります。

歴史民俗資料館においては、「木地師」に関するシンポジウムを開催するほか、紀州鉾山の歴史等に関する企画展示を行うなど歴史文化活動の更なる浸透を図ります。

また、紀和鉾山資料館において、石にちなんだ体験的な事業や鉾石運搬模型を使った催しなど「地域の魅力」の発信を行います。

(3) スポーツ推進・生涯スポーツ

スポーツ推進、生涯スポーツについては、スポーツ推進委員

をはじめ、体育協会など関係団体と連携し、年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、ウィズコロナを踏まえたうえで全ての市民の皆さんがスポーツに参加する「生涯スポーツ社会」の実現を目指した取組を推進するとともに、スポーツ施設の適切な運営管理に努めます。

また、総合型地域スポーツクラブの「くまの健康スポーツクラブ」と「ふれあいスポーツクラブ紀和」の運営を支援し、市民一人ひとりがライフステージに応じてスポーツに親しみ、週1回以上のスポーツを通じた健康づくりやふれあい交流の一層の推進が図れるよう連携した取組を進めます。

また、東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、国民のスポーツに対する関心が高まるなか、本市においても、聖火リレーなどの関連行事を通し、一層のスポーツ推進に努めます。三重とこわか国体においては、ソフトボール競技(成年女子)とラグビーフットボール競技(成年男子)が実施されます。夢と感動を与え、心に残る大会としていくため、これまでの全国大会等の開催経験を十分生かした大会運営を行います。

4) 市民文化の創造に向けて

(1) 文化芸術

文化芸術については、文化協会、文化支援委員会と連携し、市民文化祭をはじめ、コンサートや展示会などを開催し、市民の皆さんに鑑賞の機会を提供するとともに、市民サークルの文化芸術活動を支援します。

世界遺産熊野参詣道伊勢路(熊野古道)については、環境保全指導員やボランティア団体、地域の方々、その他関係団体との連携を一層密にし、末永く継承できるよう、保全・管理に努めます。

加えて、地域の歴史的遺産や伝統文化などについても、文化

財専門委員などの協力を得ながら適切に保存・活用を図ります。

地域住民の活動拠点である各地区の公民館や集会所については、地域の要望を踏まえ、必要に応じて改修や修繕等の支援を行います。

(2) 国際交流

国際交流については、引き続き姉妹都市であるイタリア・ソレント市及びブラジル・バストス市との情報交換などを行い、相互理解と友好を深めます。本年度はソレントとの姉妹都市提携20周年を迎えることから、一層の友好・交流の推進に取り組むために、熊野市国際交流推進協議会と十分連携を図り、イタリア文化会館大阪などからの支援を受けながら、コンサートや文化講演会を実施します。

また、来年度にバストス市との友好都市提携50周年を迎えることから、交流推進のために展示会等のイベントを実施します。

(3) 地域間交流

友好都市の奈良県桜井市については、桜井市のウォーキングフェスティバル、当市の熊野那智黒碁石まつりへ相互に参加するなど、市民間交流を行い、引き続き両市の発展を図るための取組を進めます。また、広島県熊野町とは、産業、観光、文化・スポーツ、防災等の幅広い分野での交流について、具体的な検討・調整を行い実施します。

協力連携協定を結ぶ宮崎県日向市とは、「碁石と神武東征がっなぐ協力連携協定」に基づき、観光物産展を両市のイベントで実施するほか、「日向ひょっとこ夏祭り」への参加など、一層の交流を図ります。

第4 「生活環境の整備」について

1) 美しい環境と空気、水、自然を守るための環境に やさしい取組の推進

深刻化する地球温暖化に対して、世界全体で「脱炭素社会」への取組が進められています。国においても、温室効果ガスの排出を2050年までに全体としてゼロにするという目標を示し、対策を進めています。

本市においては、市民の皆さんのご協力のもと、ごみの減量化やリサイクルの推進、ポイ捨てや不法投棄の防止など生活環境の保全に向けた取組を進めています。

身の回りの環境を守り、豊かな自然を後世に引き継ぐためには、市民の皆さん、事業者の方々、そして行政がそれぞれの役割を果たすことが必要です。

「マイバッグ運動」や、各自治会や婦人会、学校などを対象とした「ごみ分別説明会」などを通じ、市民の皆さんのごみ問題に対する意識の向上によって、本市のごみ排出量は年々減少しているものの、依然として県下においては上位となっています。

ごみの減量化とリサイクルについては、引き続き資源プラスチック類の分別をはじめ、雑紙（ざつがみ）類の分別の徹底や生ごみの水切りと自家処理の推進を基本に取り組みます。

昨年7月から全小売店でレジ袋が有料化されたことにより、あらためて「マイバック運動」を推進します。

また、家庭や事業者から出る生ごみ等の減量化対策や、事業系ごみの適正処理対策など、ごみ減量化とリサイクルの推進に結びつく具体的な取組について周知を図り、繰り返し協力を呼びかけながら、ごみの排出量の削減や資源化に努めます。

環境美化については、不法投棄防止対策として、不法投棄監視員によるパトロールのほか、監視カメラ等の設置による抑制

や啓発看板の設置、関係機関との連携強化などに引き続き取り組みます。

河川などの水質保全については、引き続き「地域まちづくり協働事業」など市民団体の活動と連携しながら積極的に支援するとともに、「生活排水処理率40%」を目指し、合併処理浄化槽の一層の普及促進に努めます。

地球温暖化対策については、緑のカーテン（壁面緑化）運動に引き続き取り組み、夏場の冷房によるエネルギー消費量の削減に努め、温暖化の進行を抑制します。

また、老朽化しているごみ処理施設の更新については、ごみ処理の広域化・集約化を推進し、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を確保するため、東紀州5市町で設立する東紀州環境施設組合において広域ごみ処理施設の整備に向けた必要な作業を進めてまいります。ライフサイクルコストを低減する施設整備を進めるため、引き続き、関係市町と連携を図りながら取り組みます。

2) 美しく魅力ある景観の整備に向けて

(1) 市街地整備

災害に強く、景観や文化面に配慮した市街地整備に取り組みます。

鬼ヶ城・熊野古道松本峠から記念通り、本町通りを經由し、熊野市駅前、世界遺産花の窟に至る市街地エリアを観光客や市民の皆さんが周遊できる空間とするための整備を推進します。

市道西川町獅子岩線における記念通り入口から第三銀行前交差点までの無電柱化については、防災対策のみならず、集客・活性化を図るため、施工のための実施設計を行い、早期着工を目指します。記念通り商店街振興組合や地区の皆さん等への工事の説明や協力を依頼するとともに、関西電力など関係事業者

との調整を十分図り、着実に事業を推進します。

中心市街地への誘客や周遊を図るため、市街地周遊バスを引き続き運行します。

(2) 花いっぱい運動

花いっぱい運動については、設立20周年を迎えるくまの花いっぱいネットワークの皆さんや国道ボランティアサポートの皆さんをはじめ、多くの市民の皆さんのご理解とご協力をいただき、魅力ある景観づくりや花による交流を推進しています。

花いっぱい運動の普及については、引き続き集落支援員を活用し、花づくり作業の改善に努めるとともに、地域活動へのより一層の支援や駅前、商店街等のさらなる充実を行い、「四季折々、笑顔でふれあう花のまち」の実現を目指します。

「オープンガーデン熊野」については、ご協力いただいている庭主の要望や見学者の意見を十分踏まえ、国内のオープンガーデンも参考とし、感染症対策を行いながら、内容の充実に努めます。

国道42号沿線を季節の花で彩る「国道ボランティア・サポート・プログラム」については、ボランティア団体や関係機関と連携し、植栽する花種の検討や作業・管理等の負担軽減など、今後も継続して取組が行えるよう努めます。

また、地域や次の世代に花いっぱい運動の取組を広げていくため、花栽培の普及や子どもたちと家族、地域をつなげる小学校花いっぱい運動を引き続き実施します。

(3) 公園整備等

市全体の防災拠点であり、スポーツの振興や集客交流の機能をもつ「防災公園」の完成に向け、引き続き取り組みます。

山崎運動公園については、「山崎運動公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具の更新など計画的に改修を実施します。

3) 安全で快適な居住環境の充実に向けて

(1) 防災対策、災害復旧、河川改修、砂防事業

「熊野市版タイムライン」を運用・検証・改善するとともに台風等の的確な災害情報の早期周知とハザードマップ等を活用した早期避難の徹底や被害にかかわる情報の収集・整理など、命の危機から脱するための防災の初動体制の強化を図ります。

課題の木造住宅の耐震化等の対策については、引き続き防災啓発指導員による家具転倒防止器具の無償取り付けや木造住宅無料耐震診断の受診を啓発するほか、耐震補強設計・補強工事への助成を行います。

さらに、緊急輸送道路沿いにある対象建築物の耐震補強の推進を図るため、耐震設計、補強工事に対し新たに補助を行います。

また、災害時の通電火災を予防するため、高齢者や障がい者などの取付対象者に対し、有償(1,000円)での感震ブレーカーの取付を引き続き実施します。

避難対策として、洪水ハザードマップを活用し、市民一人ひとりが自ら考え、命を守る避難行動計画を作成するマイ・タイムライン作成モデル事業を新たに実施します。

また、地域が主体となった一人ひとりの津波避難計画「Myまっぷラン」の作成事業についても、引き続き実施します。

実践的な避難訓練の実施、観光客の防災意識の向上を図るため、新鹿海水浴場で津波避難訓練を引き続き実施します。

災害時要配慮者対策については、三重大学等と連携した防災対策介護予防体操を実施します。

また、障がい者等災害時要配慮者の安否確認を迅速に行うための訓練を熊野市身体障害者(児)福祉連合会と合同で引き続き実施します。

命に関わる避難情報等の発信については、老朽化した既存の60MHz帯アナログ方式同報系防災行政無線に替わり、新たに60MHz帯のデジタル方式同報系防災行政無線の整備を進めます。また、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、市ホームページ、T w i t t e r、L I N E、携帯電話事業者の緊急速報メール、ケーブルテレビの文字放送などによって、迅速で正確な情報発信に引き続き努めます。

市民の皆さんが主体となる避難所運営については、ワークショップ、実地訓練等を通じて、「地域の避難所運営マニュアル」の作成に取り組むとともに、新型コロナウイルスなどの感染症防止対策として、木製簡易ベットなどの資機材の整備を行います。

災害時非常食・飲料水整備事業については、「備蓄計画」に基づき避難者が最低3日間過ごせるだけの非常食、飲料水などや生活必需品等を計画的に配備します。

また、本市のような小規模な自治体組織が、必要とする防災対策を十分に実施できるよう、引き続き各課の課長補佐等を防災担当兼務とし全庁的に取り組みます。

河川整備においては、高波による河口閉塞等に起因した浸水被害を軽減するため、引き続き志原川防潮水門や産田川の整備促進、県管理河川における堆積土砂の計画的な撤去に必要な予算の確保など、県に対し強く要望してまいります。

砂防事業については、県事業として、通常砂防事業が五郷町の桑谷川、飛鳥町の雨東谷川（うとたにがわ）や遊木町の大谷川で実施される予定です。

また、急傾斜地崩壊対策事業については、甫母町、二木島町、育生町地内などで進められる予定です。

（２） 消防業務

消防業務については、過去の大地震や台風等による豪雨によ

って、多くの尊い命が奪われたことを教訓とし、火災や震災、津波、豪雨などの各種災害から市民の皆さんの生命と財産を守るため、職員に高度な知識や技術を習得させ、職務遂行能力の向上を図るとともに、消防設備の充実や、消防団及び自主防災組織体制の強化など消防力の一層の強化を図っています。

令和3年度は消防ホースや墜落制止用器具などの消防資機材を更新し、警防・救急・救助体制の維持向上に努めるほか、万一の火災に備え消防水利を確保するため、引き続き消火栓の設置を進めます。

集中豪雨などによる自然災害や南海トラフ地震の発生による大規模な災害発生を想定したへき地・山間部などの防災対策については、自動二輪バイクによる災害用バイク隊による情報収集や孤立した集落への救援を円滑に実施することができるよう一層強化を図ります。

また、迅速な災害への対応を図るために、警防活動資機材を配備し、消防団についても防火服などの安全装備の整備を進めます。さらに実践的な活動を目指すため、県緊急消防援助隊合同訓練、警防技術交換会に積極的に参加し、相互連携と技術の向上を図ります。

そのほか、消防通信指令システム及び消防救急デジタル無線を使用し、機能的かつ効率的な消防救急システムを運用します。

消防団については、消防団員の待遇改善を図りつつ、新たに大規模災害時の避難誘導などに従事する機能別団員を取り入れるなど、引き続き消防団員の確保に取り組みます。

今後も消防団に大きな力を発揮していただくため、三重県消防学校幹部科や1日教育の警防講習会入校などで団員の教育訓練の推進に努めます。

老朽化した消防団車庫は改築し、消防団車両や小型動力ポンプ、資機材等についても計画的に整備します。

さらに、消防団に配備している簡易デジタル無線中継装置の

整備により市内全域での通信が可能となりました。今後もより一層情報収集体制の強化を図ります。

また、消防団とともに地域防災力の要となる自主防災組織の知識や技術の向上を目指した講習会や自主防災組織の訓練指導に努めます。

火災予防対策の充実強化については、市民の皆さんの防火・防災意識の高揚を図るために広報活動を推進します。

消防法及び火災予防条例によって義務付けられている住宅用火災警報器については、住宅火災によって尊い命を失うことのないよう、市防火協会と連携しながら全ての住宅に早期設置を目指し、引き続き取り組みます。また、設置後の適切な維持管理についての広報活動を推進します。

防火対象物の火災、危険物施設の事故を未然に防ぐため、指導、立入検査などを実施し、消防用設備等を含めた施設の適切な維持管理の徹底を図ります。

(3) 防犯対策

防犯については、全国的に未だ後を絶たない振り込め詐欺被害を防止するため、引き続き啓発に取り組み、注意喚起及び意識の高揚を図ります。

また、関係機関や地域住民の皆さんとパトロールを行うなど、防犯活動に取り組みます。

暴力団を排除する活動については、市民の皆さんや暴力追放に取り組む各種団体と十分連携を図り、社会全体であらゆる暴力の排除を目指し取り組みます。

故意の犯罪行為によって、重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方、又は不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族に対して、経済的負担の軽減を図るため、支援金の給付を行います。

(4) 交通安全対策

交通安全対策については、交通安全フェスタや交通安全出前講座等の開催、反射材の着用推進、自転車通学に対するヘルメットの購入費の補助を行います。四季の交通安全運動等を通して、シートベルト・チャイルドシートの着用の推進、飲酒運転の根絶等の啓発活動を行うなど関係機関や団体と十分連携し、全世代の交通事故防止に取り組みます。

「運転免許証自主返納制度」については、公共交通政策担当課や警察と連携し、乗合タクシーなどの周知を図りつつ、返納後の移動手段についての不安の解消に努めながら進めてまいります。

そのほか、カーブミラーや飛び出し注意看板等の設置を行うなど交通安全施設の整備を図ります。

(5) 消費生活

スマートフォンやパソコンの普及に伴うインターネット利用率の上昇などにより、消費者トラブルの複雑・多様化が進んでいます。

消費者トラブルについては、引き続き市民なんでもダイヤルなどの相談窓口を設け、関係機関と連携しながら、解決に向け取り組むとともに、被害の防止のため、啓発活動の強化を図ります。

また、悪徳商法の勧誘や特殊詐欺等の対策として、引き続き警告メッセージと録音機能を備えた通話録音装置の貸し出しを行い、被害防止に取り組みます。

4) 生活基盤の整備、道路（高速道路～生活道路）・排水路等の整備

(1) 住宅・住環境

市営住宅については、長寿命化を図るため、「公営住宅等長寿

命化計画」に基づき、予防保全管理に努めます。

生活基盤の整備については、市内全域の生活道路について側溝を含めた道路改良を計画的に実施し、居住環境の向上を図ります。

市内全域で空き家等が増加するとともに、防災、衛生環境等に影響を及ぼす事案が増加しています。空き家等の問題に対応するため、「空き家等対策推進計画」に基づき、倒壊のおそれなど、生活環境に影響を及ぼす危険がある空き家等の所有者等へ助言・指導を行うほか、空き家等の除却費用を補助することにより、所有者等による空き家等の適正管理を支援します。

また、同じく問題となっている放置空地について、空き家等と同じく所有者等へ助言・指導を行います。

(2) 水道事業

水道事業については、安全・安心で良質な水道水を安定して供給することや、災害発生時には、ライフラインである水道水を確保することが求められます。

しかし、水道事業者の責務を果たすには、老朽化が進んでいる施設や耐震化されていない管路等の改修、整備を行わなければならない、多額の費用が必要となります。

本市は、人口減少により料金収入が減っていることに加え、平成9年4月以来、料金を改定していないため、現行の水道料金では大変厳しい運営状況にあります。

水道料金値上げによる赤字の解消は急務ではありますが、市民の皆さんに理解が得られるよう十分に説明を尽くした上で、上水道と簡易水道の料金格差をなくし、段階的に値上げを行うなど、安全で良質な水道水の安定供給、老朽化対策、地震・津波対策に取り組めます。

市民の皆さんへの料金改定の説明につきましては、新型コロナウイルス感染症の動向と全国的な経済状況・市民生活の状況

などをしっかりと見極めた上で、住民説明会ができると判断された時に行いたいと考えております。

(3) 道路網整備

地域の発展のため高速道路ネットワークを将来にわたり最大限に活用し、地域の活力向上につなげていくことが非常に重要です。

紀伊半島を一周する高速道路のミッシングリンク解消に向け、本年夏頃開通予定の熊野尾鷲道路Ⅱ期（尾鷲北 IC から尾鷲南 IC 間）の着実な完成、熊野道路（熊野大泊 IC から久生屋町間）の早期完成及び紀宝熊野道路（久生屋町から紀宝 IC（仮称）間）の早期工事着手に向けて、関係市町及び関係団体と協力し、引き続き国に強く働きかけるとともに事業の推進のため、国・県に協力します。さらに、熊野尾鷲道路については4車線化の実現に向けて取組を継続します。

国道311号については、甫母地区の道路整備促進や他の地区においても道路改良や交通安全対策事業の推進を県に働きかけます。また、紀和町小川口から奈良県十津川村竹筒までの国道311号改良促進についても、大型バスの通行に支障となる狭隘箇所等の早期改修について、確実な事業実施にむけて関係3市村が連携し引き続き奈良県、和歌山県へ要望します。

国道169号、国道309号については、重要物流道路の早期指定による重点整備を引き続き国に要望します。そのほか、国道169号の池原ダム・七色ダム湖沿いの急カーブや狭隘箇所等の解消、国道309号五郷町寺谷工区、飛鳥町野口工区の狭隘箇所等の整備についても、引き続き県に対し事業推進を強く働きかけます。

県道の整備については、道路の拡幅や災害防除、交通安全としての歩道の整備など、着手事業の確実な継続と新規事業の採択について、県に強く要望します。

市道の整備については、集落の孤立対策の道路を含め、生活関連道路を中心に、「瀨流荘湯ノ口温泉線」をはじめとした道路改良事業など、道路施設の整備を引き続き進めます。

橋梁やトンネルについては、長寿命化を図る観点から、点検・修繕計画をもとに計画的に補強、補修工事を実施します。

そのほか、生活道路の簡易な補修、舗装については、原材料などの支給のほか、市職員で補修等を実施するなど、公共工事を含め適切な方法で実施します。

(4) 公共交通等の確保

現在、本市においては、バスや乗合タクシー、公共交通空白地有償運送を運行することで、市内全域で市民の方が自宅から移動する交通手段が確保できています。引き続き地域の実情や利用者のニーズに応じ、だれもが安心して利用しやすい地域公共交通システムの構築に向けて一層取り組みます。

路線バスについては、民間路線が廃止された5路線のバスを引き続き運行します。また、地域間幹線の路線バスについては、民間路線バスを維持するための補助を引き続き実施します。

五郷町と飛鳥町での公共交通空白地有償輸送については、気軽に利用できる交通手段として利用促進を図れるよう、引き続き支援します。

また、新型コロナウイルス感染症収束後に外国人観光客が利用し易い公共交通の整備に努めます。

第5 「まちづくりの進め方」について

1) 市民と行政の協働によるまちづくりに向けて

(1) 議会中継・市民参加の推進等

熊野市議会本会議の情報提供については、引き続き市議会と

協力し、広報紙などを通じたお知らせやインターネットによる映像の配信とケーブルテレビの文字放送チャンネルを利用した生中継を行います。

本会議の様様を市民の皆さんにわかりやすくお知らせすることで開かれた議会を目指すとともに、議会活動への関心を高め市政への市民参加を推進します。

「市長への手紙」、「市民なんでもダイヤル」、「市民なんでもボックス」や市ホームページの電子メール等を通して、市民の皆さんの意見や提案、要望などを聞かせていただき、市政に反映することができるよう努めます。また、「暮らしのなんでも相談」「無料法律相談」などを通して、市民の皆さんの心配事や揉め事についても、適切に対応します。道路等公共施設の不具合などの市民の皆さんの困りごとを写真や位置情報を加えて投稿いただけるようにLINEの機能を有効活用していきます。

広報紙については、市の取組や行政情報を正確に伝えるとともに、伝わりやすく親しみが感じられる広報紙づくりに努めるほか、市の広報のあり方を継続的に検討し、市民の皆さんの目線に立った伝わりやすい情報提供に向けて取り組みます。また、市ホームページやケーブルテレビの文字放送、LINEやTwitterなどのSNSを有効活用して、最新情報の提供に努めます。

(2) 地域まちづくり協議会等

地域まちづくり協議会については、地域の課題や問題に対して、自分たちで行う「自助」、地域で助け合う「互助」、市民と行政で取り組む「公助」の補完性の原則を基本とします。

本年度からは新たな「第4次地域まちづくり総合計画」に基づき、これまで実施してきた活動と成果を踏まえ、各地域の実情に応じたまちづくりが開始されます。

また、市職員を各まちづくり協議会へアドバイザーとして引

き続き派遣し、きめ細かなサポートに努めます。

子どもからお年寄りまで幅広く楽しむことができる全市民参加型のイベントとして、「第9回オール熊野フェスタ」を開催します。

(3) 移住・定住の取組

「熊野市移住・定住促進基本条例」に基づき、移住・定住の促進は地域社会の維持及び発展を図る上で必要不可欠であるとの認識のもと、引き続きふるさと熊野市に誇りと愛着を持ち、市民の皆さんとオール熊野で協働して、住みたくなるまち、住み続けたいまちを目指して取り組みます。

移住関係のワンストップ窓口については、地域や関係団体との連携を一層深め、総合的な案内やきめ細かな対応が行えるよう業務の充実を図ります。

さらに、都市部における移住相談会やSNSなどを活用した情報発信、田舎暮らし体験ツアーの開催のほか、お試し住宅の活用については、市街地、海岸部に加え、山間部においても試験的に民泊施設を活用した取組を行うなど、熊野市とつながるきっかけづくりを積極的に行います。

2) 市民本位の行政に向けて

(1) 総合計画

市総合計画については、今年が第2次熊野市総合計画の4年目となります。

各施策を深化・発展させていくため、市民の皆さんをはじめ、事業所や各種団体の皆さん、議員の皆さんと協働し、より綿密な計画遂行と変化に応じ柔軟な対応を図ることで、着実な成果を得ることができるよう取り組みます。

各施策の実行については、目標をしっかりと念頭に置き、P

D C A サイクル（計画・実行・評価・改善）に基づく進捗管理の徹底を図ります。

（２） 効率的・効果的な行政システム、健全な行財政運営

定員管理及び職員給与の適正化については、毎年職員の削減を行っているものの、一般会計予算に占める人件費の割合は小さいとは言えない状況です。

人口当たりの職員数の動向などを考慮しつつ、行政サービスの質を低下させることなく、職員の意識改革、機構改革や民間委託の検討などによる適正な定員管理に引き続き取り組みます。

さらに、令和２年度からは、会計年度任用職員制度の導入を機に、改めて業務のあり方についての見直しを行っています。

また、これまで検証を進めてまいりました単純な定型業務を自動化する「R P A（ソフトウェアロボットによるP C操作の自動化）」・「A I－O C R（手書き文字を含む紙帳票の情報を高精度に電子データ化できる）」の適用範囲を拡大し、業務の一層の効率化に取り組みます。

（３） 職員の資質向上

職員の資質向上については、新たにR P Aの導入や業務のI T化に必要とされるプログラミングの概念やプログラミング的思考の習得を目的としたプログラミング研修を係長以下の職員を対象に実施します。

また、行動経済学の理論の一つであり、「相手に選択の余地を残しながらも、相手が自発的に良い選択をするように導くアプローチ」であるナッジ理論研修、地方自治制度を理解し、自治体において職員が占める位置・役割を学ぶ地方公務員研修を新たに実施します。

さらに、ストレス等による精神不調の予防とケアのためのメンタルヘルス研修やセクシャルハラスメントやパワーハラスメ

ント等の対策のためのハラスメント研修についても引き続き実施します。

職員の人事評価制度については、常に改善しながら、能力・実績に基づく人事管理を行うなど、より高い能力を持った職員の育成に取り組み、市役所全体の士気高揚と業務能率の向上に努めます。

市民の皆さんの意見をもとに、率先して市政の改革に取り組むことが「市民本位」の効果的かつ効率的な行政の実現に資することになります。こうした「職場の風土改革」の実現を目標に、引き続き職員が現場で実践できる意識改革に取り組みます。

(4) 行政サービスの向上

市役所全課の取組を対象とした市民意識調査「まちづくりアンケート」及び職員のあいさつや窓口対応等に関する「市民満足度調査」を引き続き実施し、市の行政サービスに対する市民の皆さんによる外部評価をいただくことで、行政サービスのさらなる向上に努めます。

市民の皆さんの窓口負担を軽減するため、各種届出や諸証明など、提出が必要な書類の一層の簡素化を進め、可能な限り、一括で行えるように取り組みます。

申請書等の押印義務付けを原則廃止とする取組については、昨年4月から、国に先駆けて運用を開始しているところでありますが、現在、国が押印廃止を強力に推進していることから、法改正など国の動向を注視しながら、国と同様に押印廃止に取り組みます。

また、出生と死亡に伴う手続きについては、専用のコーナー（窓口）を設置し、引き続き、ワンストップ・サービスを実施します。

デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードについては、本年3月からの健康保険証としての利用をはじめ、今後、様々

な分野での利活用が見込まれます。市民の皆さんが申請をしやすきよう事業所等へ出向いて申請を一括で受け付ける出張申請受付サービスの実施やカード取得者に対し、1人あたり5,000円のレインボー商品券を配付する等、マイナンバーカードの一層の普及に取り組みます。

各出張所においては、引き続き地域の状況や課題に応じた住民の要望を的確に把握して、市や関係機関と地域をつなぐコーディネーターとしての役割に努め、地域のコミュニティ活動を支援します。

また、外出することが困難な出張所管内の高齢者等を対象に、予約していただければ出張所職員が自宅等を訪問し、住民票などの証明書等を交付する「出張所出前窓口サービス」につきましても引き続き取り組みます。

さらに、独居高齢者等元気確認が必要と思われる方に対しては、定期的な訪問を実施していくとともに、自治会や民生委員、社会福祉協議会等の地元の皆さんとの連携・協力のもと、住み慣れた地域でいつまでも安全・安心に暮らしていけるよう、住民の皆さんに寄り添った取組に努めます。

さらに、民間組織や他の公的機関とも連携し、地域における防災等に対する支援体制を推進します。

(5) 一人ひとりの暮らしを支える情報化の推進

高度情報化社会に対応するデジタル・ガバメントの推進については、行政手続きのオンライン化と情報システムの共同化に取り組みます。

行政手続きのオンライン化は、マイナンバー制度を中心とした情報化施策を更に進める上でも、マイナポータルの電子申請機能を活用することで実現を目指します。

クラウドコンピュータを活用した情報システムの共同調達・共同利用は、大災害等から情報資産を保護し、業務継続性が向

上することや標準化等によるシステム経費の削減といった効果が期待できることから、引き続き近隣自治体の紀宝町と連携して取り組みます。

マイナンバー制度をはじめ、情報化施策を推進するには、個人情報保護や情報セキュリティ対策も併せて取り組むことが重要であり、国や県、市町等と十分連携を図りながら、安全性を確保してまいります。

市民の皆さんとの情報共有については、市のホームページやケーブルテレビによる文字放送、LINEやTwitterなどのSNSをこれまで以上に活用し、よりきめ細かな情報提供に努めてまいります。

(6) 公共施設管理

公共施設の管理については、国からの要請に基づき、総合的な管理による老朽化対策等を実施するため「熊野市公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定しました。また、個別に長寿命化計画を策定している公共施設及びインフラ資産を除く公共建築物について改修・更新に係る基本的な方向性を示す「熊野市公共施設等個別管理計画」を令和2年12月に策定しました。

今後、管理計画に基づき、必要な施設の整備や修繕、長寿命化、適正配置等を円滑に実施していくことで、将来の財政負担の削減や平準化を図り、適正で持続可能な公共施設の維持管理を目指します。

5 おわりに

令和3年度は、まちづくりの根幹となる第2次熊野市総合計画前期基本計画の4年目であり、第2次熊野市総合計画後期基本計画の策定を開始する年でもあります。市の未来を見据え各施策を深化・発展させていくため、これまで以上に綿密で着実な計画遂行と変化に応じた柔軟な対応が求められます。

また、地方創生においては、第2期熊野市まち・ひと・しごと創生総合戦略のスタートの年であり、新たな「地方創生への挑戦」にむけて真正面から立ち向い、何とんでも市の活力再生を着実に図っていかねばなりません。

新型コロナウイルス感染拡大の影響は、ピンチではなく「新たな日常」作りを先行させるチャンスとしてとらえ、市内で最も大きな組織である市役所の全職員が、社会経済情勢の変化をより鋭敏に感じとり、変化の方向と現状とのギャップに一層厳しい危機感を持ち、様々な施策を、リスクを恐れず、大胆かつ積極的に推進する強い決意です。

また、少子・高齢化などの課題に対し効率的に対応するため、DXを推進するとともに、環境問題などの社会的課題に対応していくため、SDGsの理念に則した施策の推進を図ってまいります。

市民の皆さんに「熊野で暮らして本当に良かった」と心から実感していただける、「活力と潤いのあるまち・熊野」の実現にむけて、引き続き全力で取り組みます。

しかしながら、いつも申し上げておりますように、市勢の発展は行政だけで成し得るものではありません。

今後とも議員の皆さんをはじめ、市民の皆さんのより一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます、令和3年度の施政方針といたします。